

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能機能の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和5年6月30日

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務									
②事務の内容 ※	<p>【概要】 長崎県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収に関する事務を行う。</p> <p>【具体的な内容】 地方税法等の規定に基づき、納税者からの申告及び届出等による課税管理業務、収納・還付・充当等を行う収納管理業務、滞納情報による督促状等の送付や滞納整理等の滞納管理業務を行う。（※事務の流れ及び詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）</p> <p>【課税管理事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。 B 納税者が他機関（税務署、市町）に申告を行う。 C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。 D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 E 納税者に納税通知書を交付する。 F 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。 G 紳税者に減免決定通知書等を送付する。 <p>【収納管理事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> H 紳税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。 I 紳税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 J 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。 K 紳税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。 L 紳税証明書を納税者に交付する。 <p>【滞納管理事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。 									
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">[30万人以上]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>[3) 1万人以上10万人未満]</td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>[5) 30万人以上]</td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	[30万人以上]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	[3) 1万人以上10万人未満]	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	[5) 30万人以上]	5) 30万人以上	
[30万人以上]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
[3) 1万人以上10万人未満]	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
[5) 30万人以上]	5) 30万人以上									

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

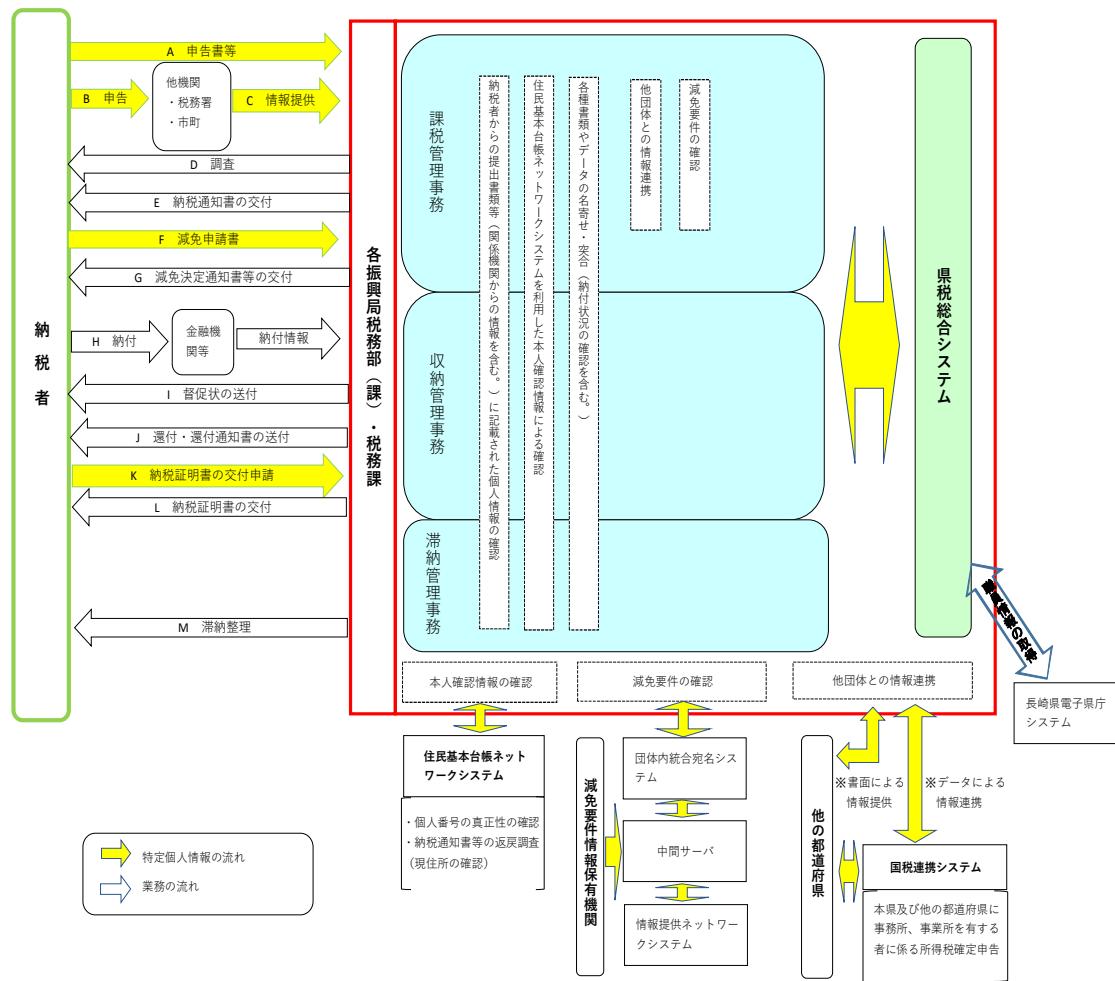
システム1	
①システムの名称	県税総合システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理を行う。具体的には以下のシステムで行う。 1. 課税管理システム：課税、減免等の課税管理業務 2. 収納管理システム：収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務 3. 滞納管理システム：督促状送付や滞納整理等、滞納管理業務 4. 宛名管理システム：納税者の宛名情報の管理業務
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 （長崎県電子県庁システム）</p>
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能：団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能：団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能：中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。 4. 既存システム連携機能：既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 （中間サーバ）</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>※1セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能：中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システム（媒体連携）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能：特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分)
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新:都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 都道府県の執行機関への情報提供:都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示:法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会:全国サーバーに対して住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索:都道府県サーバーの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合:都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))
②システムの機能	<p>・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築したeLTAX(地方税ポータルシステム)を構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用開始されている。</p> <p>・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて受信している。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。</p> <p>1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 団体間回送機能(地方公共団体からの他の地方公共団体に所得税申告書等データを回送する。)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム6	
①システムの名称	長崎県電子県庁システム(※県税総合システムに関連する部分のみ記載)
②システムの機能	<p>県税総合システムのアクセス制限を行うため、毎日早朝に長崎県職員データベースにアクセスし、当該システムを利用する職員が税務課・各振興局税務部(課)のどの課・班に所属しているかを確認することで、当該システムの利用できる機能を制限している。</p> <p>※県税総合システムは、どの課・班に属するかによって利用できる機能が制限されている。</p> <p>※職員が異動退職した場合には、その異動退職日よりその職員の利用はできなくなる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報及び地方税関係情報を入手することにより県税の減免事務等を効率化するため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○県税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要性がなくなり、納税者の利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要性がなくなり、納税者の利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

納税者からの申告・届出等又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付する。また、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

【課税管理事務】

- A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。
- B 納税者が他機関(税務署、市町)に申告を行う。
- C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。
- D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- E 納税者に納税通知書を交付する。
- F 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。
- G 納税者に減免決定通知書等を送付する。

【収納管理事務】

- H 納税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。
- I 紳税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- J 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。
- K 紳税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。
- L 紳税証明書を納税者に交付する。

【滞納管理事務】

- M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
県税総合システムデータベースファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	
その必要性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	1. 個人番号およびその他の識別情報:課税対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報および連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3. 国税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 4. 地方税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減免等の決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減免等の決定を行うため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	長崎県総務部税務課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (福祉保健課、障害福祉課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 () 	

②入手方法		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 []府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他 (国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)))
③入手の時期・頻度		○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して隨時入手(約70日/年(令和1年度))」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) ○個別に対応する事務 ・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 ・納税者の特定時:「実務上、納税者の特定が必要な都度」
④入手に係る妥当性		○定期的に入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手している。 ○個別に対応する事務 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙ベースの申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を隨時入手する。 ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の確認を行うため、市町村、府内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバ及び団体内統合宛名システム)を通じて納税者の特定等の確認を隨時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請にかかる負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を市町村、府内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバ及び団体内統合宛名システム)を通じて隨時入手する。
⑤本人への明示		・個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第160条各項、第177条の13各項等の規定により、入手することが明記されている。 ・産業廃棄物税の賦課に必要な情報は、長崎県産業廃棄物税条例第11条及び第14条の規定により、入手することが明記されている。 ・番号法第19条各号の規定による特定個人情報の提供を制限されない場合の入手についても、明記されている。
⑥使用目的 ※		県税の公平・公正な賦課徴収事務
変更の妥当性		一
⑦使用の主体	使用部署 ※	長崎県総務部税務課、長崎県の各振興局税務部(税務課)
	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理事務を行う。 2. 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 3. 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報から滞納管理業務を行う。 4. 宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。
情報の突合 ※		○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免等に係る申告書等の内容と、府内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。 ○上記1~3にかかる「4. 宛名管理に関する事務」 ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と他の団体(市町村)、府内他部署及び情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。
情報の統計分析 ※		納税者の障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※		・障害者関係情報により税の減免決定等を行う。 ・生活保護関係情報により税の減免決定等を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 2) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	県税総合システム運用保守業務	
①委託内容	県税総合システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	
その妥当性	県税総合システムの安定的な運用管理のための委託であり、県税に係る特定個人情報ファイルの全体の情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="radio"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]	
⑤委託先名の確認方法	長崎県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	NBC情報システム株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	
①委託内容	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等のサービスを提供する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	
その妥当性	当該システムを所有する機関から認定委託された事業者を通じ取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input checked="" type="radio"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWN))]	

⑤委託先名の確認方法	入札情報・契約情報として、長崎県ホームページにて公表している。		
⑥委託先名	株式会社TKC		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、委託先は他者へ再委託し、又は請け負わせてはならず、長崎県が承認した場合のみ例外的に認めるなどを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び長崎県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。また、委託先と再委託先との間に個人情報保護等の守秘義務を含む契約を結ぶこと、及び再委託先からの更なる再委託することを禁止する旨を契約書に明記している。 	
	⑨再委託事項	運用における現地作業、問い合わせ対応等。	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1	他の都道府県	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	個人事業税の賦課事務	
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ(国税連携データ)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税連携システムで入手した所得税申告書等データのうち、本県で賦課しない所得税申告者等	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(随時)	

移転先1									
①法令上の根拠									
②移転先における用途									
③移転する情報									
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>								
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲									
⑥移転方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</td> <td style="width: 50%;">[] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[] 電子メール</td> <td>[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[] フラッシュメモリ</td> <td>[] 紙</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 庁内連携システム	[] 専用線	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ	[] 紙	[] その他 ()	
[] 庁内連携システム	[] 専用線								
[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[] フラッシュメモリ	[] 紙								
[] その他 ()									
⑦時期・頻度									
6. 特定個人情報の保管・消去									
①保管場所 ※	<p><長崎県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管。 <p>※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び指紋認証により入退室する者の管理を行う。</p> <p><県税総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワード認証が必要であり、サーバ管理に使用する端末はほかの業務に使用しておらず、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パタンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から県税総合システムの稼働状況の報告を受けている。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。 <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。 <p>※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 								

②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr><td colspan="2">7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td></tr> <tr><td colspan="3">9) 20年以上</td></tr> <tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満		8) 10年以上20年未満	9) 20年以上			10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年															
4) 3年	5) 4年	6) 5年															
7) 6年以上10年未満		8) 10年以上20年未満															
9) 20年以上																	
10) 定められていない																	
その妥当性	地方税法第17条の5の規定により、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であることから、原則として、保存年限を7年保管と定めている。ただし、訴訟対応案件や滞納整理案件についてはその限りではない。																
③消去方法		<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>①データについては、システムにて消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>															
7. 備考																	
-																	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○県税総合システムデータベースファイル

【あて名管理】

KB納税者検索マスター	マスター区分	カナ氏名	漢字氏名	住所	方書
	納税者番号	履歴連番	送付先区分		

KB納税者番号採番マスター	納税者番号区別コード	連番			
---------------	------------	----	--	--	--

KB統合前納税者情報ファイル	納税者番号	統合先納税者番号	出力フラグ	履歴件数	口座情報
	氏名(漢字)	氏名(カナ)	第2氏名有無	第2氏名(漢字)	第2氏名(カナ)
	組織区分	前後区分	代表者名	代表者区分	住所コード
	通り名入力	通り名	番地	方書	郵便番号
	生年月日	電話番号1	電話番号2	状態区分	異動日
	備考	統合元更新者事務所	統合元更新者	更新理由コード	統合元登録日
	統合元更新日	事務所	統合事務所名	統合者	登録日
	登録時間	更新日	更新時間		

KB納税者管理マスター	納税者番号	履歴連番	氏名(漢字)	氏名(カナ)	第2氏名有無
	第2氏名(漢字)	第2氏名(カナ)	補記区分	組織区分	前後区分
	代表者名	代表者区分	住所コード	通り名入力	通り名
	番地	方書	郵便番号	個人法人等区分	統合元番号
	性別	生年月日	電話番号1	電話番号2	状態区分
	異動日	注意コード	備考	送付先区分	漢字氏名(左詰め)
	カナ氏名(左詰め)	第2漢字氏名(左詰め)	第2カナ氏名(左詰め)	住所(左詰め)	番地(左詰め)
	方書(左詰め)	履歴連番(新)	履歴連番(旧)	更新者事務所	更新者
	更新者名	更新理由コード	国籍コード	登録日	更新日
	更新時間				

KB納税者名寄せマスター	納税者番号	履歴連番	氏名(漢字)	氏名(カナ)	住所コード
	番地	方書	漢字氏名(左詰め)	カナ氏名(左詰め)	番地(左詰め)
	方書(左詰め)	履歴連番(新)	履歴連番(旧)	更新日	更新時間
	更新者番号	更新者名			

KB課税番号リンクファイル	課税番号	税目コード	納税者番号		
---------------	------	-------	-------	--	--

KB口座振替管理マスター	口座管理区分	納税者番号	税目コード	課税番号	区别情報
	金融機関コード	店舗コード	口座種別	口座番号	口座名義人
	口座振替開始日	口座振替終了日	口座振替依頼日	最終利用年度	事務所コード
	更新者事務所	更新者	更新者名	更新日	更新時間

KB個人番号管理マスター	納税者番号	履歴連番	個人番号	真正性確認区分	真正性確認送信日
	真正性確認送信時間	真正性確認確定日	真正性確認確定時間	真正性確認事務所	真正性確認者
	個人番号初期登録事務所	個人番号初期登録者	削除区分	利用可否	前回個人番号
	統合宛名送信日	統合宛名送信時間	統合宛名送信個人番号	住基一括検索回数	生存状況
	氏名_漢字	氏名_かな	生年月日	性別	住所
	照会一致項目フラグ_氏名_漢字	照会一致項目フラグ_氏名_かな	照会一致項目フラグ_清音かな氏名	照会一致項目フラグ_生年月日	照会一致項目フラグ_性別
	照会一致項目フラグ_住所_完全一致	照会一致項目フラグ_住所_前方一致	照会一致項目フラグ_住所_市町村コード	検索バーン番号	更新事務所コード
	更新者	更新者名	更新日	更新時間	予備項目1
	予備項目2	予備項目3			

【課税管理】

(個人事業税)

KJ基本登録マスター	課税番号	税務署コード	国税番号	納税者番号	所管事務所コード
	種別コード1	業種コード1	該当区分1	種別コード2	業種コード2
	該当区分2	種別コード3	業種コード3	該当区分3	青白区分
	送付区分	分割区分	開業日	廃業日	状態区分
	変更日	注意コード1	注意コード2	備考1	備考登録日1
	備考2	備考登録日2	備考3	備考登録日3	備考4
	備考登録日4	備考5	備考登録日5	屋号名称	事業所住所コード
	事業所番地方書	事業所電話番号	相続人管理番号	税理士管理番号	新国税番号
	新税務署コード	新所管事務所コード	引継先課税番号	資料送付先	資料請求先
	転写事務所	更新者番号	更新者名	バッチ更新日	更新日

KJ国税データ管理マスター	局署番号	国税番号	利用者識別番号	所得年	連番
	課税番号	突合状況	住所突合状況	処理状況	管理事務所1
	管理事務所2	管理事務所3	管理事務所4	課税異動事由コード	納税地住所コード
	事業所所在の住所コード	個人事業税対象フラグ	受付番号	異動年月日	台帳番号
	生年月日	確定申告書第2表フラグ	ファイル種別	バッチ番号	取込区分
	準確事実発生年月日	申告区分	漢字氏名	清音後漢字氏名	カナ氏名
	清音後カナ氏名	屋号名称	住所地都便番号	住所地	事業所等所在地
	青色区分	職業	営業等収入金額	不動産収入金額	給与収入金額
	総合譲渡短期収入金額	総合譲渡長期収入金額	小規模企業共済等掛金控除	営業等所得金額	不動産所得金額
	総合譲渡一時所得金額	差引所得税額	専従者給与合計額	青色申告特別控除額	繰越損失額
	事業専従者統柄1	専従者給与額1	事業専従者統柄2	専従者給与額2	事業専従者統柄3
	専従者給与額3	配当雑譲渡一時所得合計額	専従者給与	非課税番号	非課税所得
	損益通算特例前不動産所得	不動産青色申告特別控除	譲渡損失等	開廃業区分	開廃業日
	他県事務所有無	取込日	更新日		

KJ国税変更リンクファイル	課税番号	当初所得年	国税変更区分	当初税務署コード	当初国税番号
	当初所管事務所コード	更新年月日	収納処理フラグ		

	専従者控除額1	合計額1	種別コード2	業種コード2	国税事業所得額2
	国税不動産所得額2	国税専従者控除額2	国税青色控除額2	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金取崩2
	非課税コード2	非課税所得額2	専従者数2	専従者控除額2	合計額2

KJ課税マスター	種別コード3	業種コード3	国税事業所得額3	国税不動産所得額3	国税専従者控除額3
	国税青色控除額3	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金取崩3	非課税コード3	非課税所得額3
	専従者数3	専従者控除額3	合計額3	所得備考	損失繰越
	被災繰越	譲渡損失	譲渡繰越	控除備考	事業月数
	事業主控除額	課税標準額	課税変更事由	国税処理理由	国税失格コード
	国税処理日	従業員数本県分1	従業員数他県分1	課税標準1	本県分1
	他県分1	税額1	従業員数本県分2	従業員数他県分2	課税標準2
	本県分2	他県分2	税額2	従業員数本県分3	従業員数他県分3
	課税標準3	本県分3	他県分3	税額3	計算税額
	減免事由	減免等額	年税額	1期分	2期分
	随時分	納期限(1期)	納期限(2期)	納期限(随時)	納期限(納期変更1)
	納期限(納期変更2)	納期限(随時変更)	返戻延長事由1	返戻延長事由2	返戻延長事由3
	今回変更分	歳出還付額	社会保険収入	自由診療収入	雑収入
	社会保険所得	自由診療所得	租特法26条適用状況	調定時所管事務所コード	変更前通知日
	送付サイン	担当者番号	更新者名	自動計算連番(医業等)	自動計算連番(不動産等)
	1期通知書種類	2期通知書種類	移行フラグ	バッチ更新日	更新日
	専従者数(合計)	課税番号	所得年月	課税区分	訂正連番
	課税年度	調定日	通知日	ファイル番号	保留区分
	青白区分	分割区分	課税詳細事由	開業日	廃業日
	種別コード1	業種コード1	国税事業所得額1	国税不動産所得額1	国税専従者控除額1
	国税青色控除額1	海外市場開拓準備金積立1	海外市場開拓準備金取崩1	非課税コード1	非課税所得額1
	配偶者有無	専従者数(配偶者外)			

KJ定期課税ファイル	課税番号	所得年月	課税区分	課税年度	調定日
	通知日	ファイル番号	保留区分	青白区分	分割区分
	課税詳細事由	開業日	廃業日	種別コード1	業種コード1
	国税事業所得額1	国税不動産所得額1	国税専従者控除額1	国税青色控除額1	海外市場開拓準備金積立1
	海外市場開拓準備金取崩1	非課税コード1	非課税所得額1	配偶者有無	専従者数(配偶者外)
	専従者数(合計)	専従者控除額1	合計額1	種別コード2	業種コード2
	国税事業所得額2	国税不動産所得額2	国税専従者控除額2	国税青色控除額2	海外市場開拓準備金積立2
	海外市場開拓準備金取崩2	非課税コード2	非課税所得額2	専従者数2	専従者控除額2
	合計額2	種別コード3	業種コード3	国税事業所得額3	国税不動産所得額3
	国税専従者控除額3	国税青色控除額3	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金取崩3	非課税コード3
	非課税所得額3	専従者数3	専従者控除額3	合計額3	所得備考
	損失繰越	被災繰越	譲渡損失	譲渡繰越	控除備考
	事業月数	事業主控除額	課税標準額	課税変更事由	国税処理理由
	国税失格コード	国税処理日	従業員数本県分1	従業員数他県分1	課税標準1
	本県分1	他県分1	税額1	従業員数本県分2	従業員数他県分2
	課税標準2	本県分2	他県分2	税額2	従業員数本県分3
	従業員数他県分3	課税標準3	本県分3	他県分3	税額3
	計算税額	減免事由	減免等額	年税額	1期分
	2期分	随時分	納期限(1期)	納期限(2期)	納期限(随時)
	納期限(納期変更1)	納期限(納期変更2)	納期限(随時変更)	返戻延長事由1	返戻延長事由2
	返戻延長事由3	今回変更分	歳出還付額	社会保険収入	自由診療収入
	雑収入	社会保険所得	自由診療所得	租特法26条適用状況	調定時所管事務所コード
	変更前通知日	送付サイン	担当者番号	更新者名	自動計算連番(医業等)
	自動計算連番(不動産等)	更新フラグ	エラー有無	エラー基本	エラーFATAL
	エラーWARNING	パンチ取込エラー内容	バッチ更新日	更新日	

KJ譲渡控除管理マスター	課税番号	所得年	確認サイン	青白区分	損失繰越
	被災繰越	譲渡繰越	1年後控除額	2年後控除額	3年後控除額
	課税区分	所得額	控除額計	単年残額	累積残額
	更新者番号	更新者名	更新日		

KJ識別番号対応ファイル	課税番号	利用者識別番号	更新日		

KJ事務所間移動管理ファイル	課税番号	処理年月	連番	移動前事務所コード	移動後事務所コード
	処理フラグ	更新者番号	更新者名	更新日	

KJ自動計算データ管理M医業等	課税番号	所得年月	連番	事業所得	青申特別控除
	所得税専従控除	事業税専従控除	損失繰越控除額	被災繰越控除額	譲渡損失控除額
	譲渡繰越控除額	社会保険診療収入	自由診療収入	その他収入	収入金額(合計)
	経費(社会保険診療)	経費(自由診療)	経費(その他)	経費(合計)	租特法26条適用状況
	社会保険診療所得	自由診療所得	対象分損失繰越控除額	対象分被災繰越控除額	対象分譲渡損失控除額
	対象分譲渡繰越控除額	区分経理フラグ	更新者番号	更新者名	更新日

KJ自動計算データ管理M不動産等	課税番号	所得年月	連番	住宅貸付一戸棟数	住宅貸付賃間室数
	住宅以外一戸棟数	住宅以外賃間室数	建物貸付総面積	建物貸付収入金額	住宅用土地貸付契約数
	住宅用土地貸付貸付総面積	住宅以外土地貸付契約件数	複合貸付件数	不動産共有有無	不動産該当状況
	不動産収入金額	駐車場台数青空	駐車場台数建物	駐車場共有有無	駐車場該当状況
	駐車場面積	駐車場収入金額	不動産事業所得	不動産青申特別控除	不動産所得税専従控除
	不動産海外準備積立	不動産海外準備取崩	不動産事業税専従控除	不動産譲渡損失控除額	不動産貸付業収入
	駐車場業収入	不動産対象青申控除額	不動産課税対象外所得	不動産対象譲渡損失	その他事業所得
	その他青申特別控除	その他所得税専従控除	その他海外準備積立	その他対象青申控除額	その他事業税専従控除
	その他譲渡損失控除額	課税対象収入	非課税対象収入	その他対象青申控除額	その他課税対象外所得
	その他対象譲渡損失	その他対象業種	備考	更新者番号	更新者名
	更新日				

(不動産取得税)				
課税番号	課税区分	訂正区分	原承区分	合算区分
課税年度	データ受付年月日	調定期月日	通知・発布年月日	当期取扱期限
変更後納期限	納期確定変更年月日	変更課税申請年月日	変更課税登録番号	資料番号
課税筆数	所有者数	物件数	所在地CD	主たる物件の物件番号(土地)
主たる物件の物件番号(建物)	申告書提出区分	申告書提出年月日	賦課額変更事由	評価額
税率適用区分	控除額1	控除事由1	控除額2	控除額由2
控除額3	控除事由3	免稅点適用額	案前控除標準額	課税標準額
税額	減額額1	減額事由1	減額額2	減額事由2
減額額3	減額事由3	減額額4	減額事由4	最終控除額
賦課額変更事由	評価額	税率適用区分	控除額1	控除額由1
控除額2	控除事由2	控除額3	控除事由3	免稅点適用額
案前課税標準額	課税標準額	税額	減額額1	減額事由1
減額額2	減額事由2	減額額3	減額事由3	減額額4
減額額4	最終税額	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分
控除額1	控除事由1	控除額2	控除事由2	控除額3
控除事由3	免稅点適用額	案前課税標準額	課税標準額	税額
減額額1	減額事由1	減額額2	減額事由2	減額額3
減額額3	減額事由3	減額額4	最終控除額	建物最終税額
課税最終税額	差引増減額(訂正)	差引増減額(実質)	年月日(メモ1)	対応者(メモ1)
相手CD1(メモ1)	相手CD2(メモ1)	内容CD1(メモ1)	内容CD2(メモ1)	備考欄(メモ1)
年月日(メモ2)	対応者(メモ2)	相手CD1(メモ2)	相手CD2(メモ2)	内容CD1(メモ2)
内容CD2(メモ2)	備考欄(メモ2)	連帯納税登録番号	資料番号1	課税番号1
課税区分1	資料番号2	課税番号2	課税区分2	資料番号2
課税区分3	課税区分3	資料番号4	課税区分4	課税区分4
資料番号	課税区分5	課税区分5	所有者登記前資料番号	物別算前資料番号
調定期に通し	現農最終決定通	調定期と同一調定期	課税データ区分	保留フラグ(特殊原因)
保留フラグ(農地)	保留フラグ(価格なし)	保留フラグ(新築マンション)	保留フラグ(併用住宅・共同住宅)	保留フラグ(用途非課税(地目))
保留フラグ(用途非課税(団体・法人))	課税状態区分	エラー状態区分	事前減税の有無	失格区分
納税登録の有無	返戻処理の有無	取消区分	調定期理年月日	過誤登録事由
納税登録処理の有無	翌通年区分	廃止年度	床面積	非住宅部分面積
課税事務所区分	調定期の有無	過誤登録事由1	過誤登録事由2	過誤登録事由3
過誤登録発生額1	過誤納付額	過誤納付額3	課税免課税標準額(土地)	課税免課税標準額(住宅)
課税免除課税標準額(その他)	操作用更新年月日・時刻	過誤登録事由	過年区分	分別区分
控除フラグ1	控除フラグ1	控除フラグ1	減額フラグ1	減額フラグ1
減額フラグ1	入力生成年月日	更新年月日	更新者番号	更新者名

KK共有者異動ファイル	事務所コード 共有者番号	資料番号 納税者番号	課税年度 主従区分	原主・承継区分 業者区分	課税区分 共有者持分（分子）
	共有者持分（分母）	返戻・納税事由	変更後納期限	返戻・納税〆切年月日	通知料・発布年月日
	取得額	控除適用額1	控除額2	控除適用額3	免税対象適用額
	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3
	免税対象適用額	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2
	控除適用額3	免税対象適用額	負担額	連帯納税・被扶養離脱区分	共有者合算前資料番号
	物件登記前資料番号	共有者フラグ	課税別納税者番号	入人生産年月日	更新年月日

KK合算共有者異動ファイル	事務所コード	資料番号	課税年度	原始・承継区分	課税区分
	共有者番号	解除	納稅者番号	主従区分	業者区分
	共有者持分(分子)	共有者持分(分母)	返戻・納戻事由	変更後期期間	返戻・納戻変期年月日
	通知・発布年月日	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3
	免税点適用額	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2
	控除適用額3	免税点適用額	負担額	取得額	控除適用額1
	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額	連帯納税義務離脱区分
	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	課税別納稅者番号	入力生成年月日
	更新年月日				

KK共有者マスタ	課税番号	課税区分	訂正区分	共有者番号	納税者番号
	課税年度	主從区分	兼者区分	取得者区分(分子)	取得者持分(母分)
	返戻・納入事由	変更後期限	返戻・納入処理年月日	通知・寄付年月日	取得備
	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額
	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額
	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3
	免税点適用額	負担額	選択納税義務離脱区分	資料番号	共有者合算前資料番号
	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	返戻内容事由	返戻解除事由	課税別納税者番号
	入力生成年月日	更新年月日			

(自動車税)

	登録番号	連番	納税者番号・納税義務者	車台番号下3桁	車台番号
KM基本マスター	業務種別コード	申請年月日	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード
	型式指定番号	類別区分番号	形状コード	定員区分	定員1
	定員2	排気種別	排気量	積載量1	積載量2
	車両重量	車両総重量1	車両総重量2	車両長さ	車両幅
	車両高さ	燃料コード	塗色コード	排ガス適合コード	型式コード
	型式	原動機識別コード	原動機型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)
	使用的本拠具体名漢字	使用的本拠(LASDEC)	使用的本拠(LASDEC)番地等	メーカーコード	車名
	車名コード	納税者番号・使用者		納税者番号・所有者	納税者番号・送付先
	納税通知書送付先区分	状態コード	状態適用年月日	状態処理年月	注意コード
	下取会社コード	下取年月日	特種コード	税率コード	年税額
	事務所コード	登録事由コード	登録年月日	異動事由コード	異動年月日
	前基本レコード有無	後基本レコード有無	変更前登録番号	変更前車台番号下3桁	変更前登録年月日
	変更前登録番号変更年月日	変更後登録番号	変更後車台番号下3桁	変更後登録年月日	変更後登録番号変更年月日
	分配処理日	修正処理日	最終履歴連番	所有形態	グリーン化税制軽課重課区分
	改造車前類別区分番号	抵当権	低燃費車	ハイブリッド車	更新日
	更新時刻	余白	変更前車台番号	バス区分	状態申請年月日
	OCR連番	貸渡コード	補記	補記入力日	レコード作成日
	レコード作成者番号	レコード作成者名			
KN取得税課税マスター	登録番号	同日連番	登録年月日	課税連番	納税義務者納税者番号
	車台番号下3桁	税率・自動車税	状態コード・自動車税	状態適用年月日・自動車税	自動車税額
	調定連番	課税年度	調定額	課税区分	更正事由
	更正事由年月日	取得年月日	申告書区分	取得税申告区分	取得税課税区分
	自営区分	状態コード・取得税	決議年月日	通知年月日	納期限
	取得価額・車両本体	取得価額・付加物	後課税標準額	前課税標準額	差引課税標準額
	税額・取得税	既確定額	過不足額	初度登録年月	型式指定番号
	類別区分番号	メーカーコード	車名	特例区分	決議年月日加算
	通知年月日加算	納期限加算	不徴収	調定額・過少	対応税額・過少通常
	率%・過少通常	加算金額・過少通常	既確定額・過少通常	過不足額・過少通常	対応税額・過少加算
	率%・過少加算	加算金額・過少加算	既確定額・過少加算	過不足額・過少加算	調定額・不申告
	対応税額・不申告	率%・不申告	加算金額・不申告	既確定額・不申告	過不足額・不申告
	調定額・重加算	対応税額・重加算	率%・重加算	加算金額・重加算	既確定額・重加算
	過不足額・重加算	加算金計	過不足額	最終連番	更正決定入力区分
	加算金区分	型式	更新日	更新時刻	事務所コード
KN取得税標準額マスター	前特例区分	後取得価額	前取得価額	既付加物	
	対応税額・不申告加算	率%・不申告加算	加算金額・不申告加算	既確定額・不申告加算	過不足額・不申告加算
	OCR連番	燃料コード	レコード作成日	レコード作成者番号	レコード作成者名
KN取得税標準額マスター	型式	類別区分番号	履歴連番	データ区分	削除フラグ
	課税標準額	自家用税額	営業用税額	低燃費軽減基準額	軽減税額(自)
	軽減税額(當)				
KN自動車取得税データ	処理区分	メーカーコード	車種区分	車名コード	認定型式
	類別区分番号	課税標準基準額	中古車用基準額	自家用税額(1)	自家用税額(2)
	自家用税額(3)	営業用税額(1)	営業用税額(2)	営業用税額(3)	メーカー名称
	車名	モデル名(1)	モデル名(2)	仕様1	仕様2
	仕様3	仕様4	仕様5	制度1	制度2
	制度3	制度4	制度5	開始年月	耐用年数1
	耐用年数2	排気量	積載量1	積載量2	定員1
	定員2	社内型式	更新年月日	登録番号	低燃費軽減基準額
KM異動修正ファイル	低燃費軽減税額(自)	低燃費軽減税額(當)	新車ページ番号(左)	新車ページ番号(右)	中古車製本区分
	中古車ページ番号				
	処理年月日	処理時間	異動連番	修正前後	オンライン・分配区分
	登録番号	連番	納税者番号・納税義務者	車台番号下3桁	車台番号
	業務種別コード	申請年月日	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード
	型式指定番号	類別区分番号	形状コード	定員区分	定員1
	定員2	排気種別	排気量	積載量1	積載量2
	車両重量	車両総重量1	車両総重量2	車両長さ	車両幅
KL課税照会異動データ1	車両高さ	燃料コード	塗色コード	排ガス適合コード	型式コード
	型式	原動機識別コード	原動機型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)
	使用的本拠具体名漢字	使用的本拠(LASDEC)	使用的本拠(LASDEC)番地等	メーカーコード	車名
	車名コード	納税者番号・使用者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分
	状態コード	状態適用年月日	状態処理年月	注意コード	下取会社コード
	下取年月日	特種コード	税率コード	年税額	事務所コード
	登録事由コード	登録年月日	異動事由コード	異動年月日	前基本レコード有無
	後基本レコード有無	変更前登録番号	変更後車台番号下3桁	変更前登録年月日	変更前登録番号変更年月日
	変更後登録番号	変更後車台番号下3桁	変更後登録年月日	変更後登録番号変更年月日	分配処理日
	修正処理日	最終履歴連番	所有形態	グリーン化税制軽課重課区分	改造車前類別区分番号
KL課税照会異動データ2	抵当権	低燃費車	ハイブリッド車	更新日	更新時刻
	余白基本	変更前車台番号	バス区分	状態申請年月日	OCR連番
	貸渡コード	補記	補記入力日	レコード作成日	レコード作成者番号
	レコード作成者名	最古登録番号	余白		

KM通知書発付ファイル	税目コード	通知書種別	発付年度	通知書番号	納税者番号
	引き抜き区分	年税額	事務所コード	登録番号	事業実績
	課税連番	課税年度	注意コード	納税通知書 状態区分	調定日
	納期限	変更納期限	発付日	返戻日	返戻解除日
	公示送達日	住所照会出力回数	更新日	更新時刻	印刷区分
	返戻事由	返戻解除事由	納通再発付区分	公示送達区分	

KM減免管理マスター	送付先コード	納税者番号・送付先	事務所コード	減免継続区分	減免継続異動年月日
	継続減免照会書状態区分	最終履歴連番	補記	更新日	更新時刻
	生計区分	障害者氏名	否認事由	レコード作成日	レコード作成者番号
	レコード作成者名	余白	最古登録番号	連番	生年月日
	手帳種類コード1	手帳交付都道府県コード1	手帳番号1	障害コード1	等級コード1
	手帳交付年月日1	再交付	確認日1	運転者氏名	使用目的コード
	当初登録番号	車台番号下3桁	登録年月日	登録事由コード	異動年月日
	異動事由コード	税率	申請年月日	納税者番号・身体障害者	納税者番号・納税義務者
	納税者番号・所有者	所有者の続柄	納税者番号・使用者	使用者の続柄	連絡先相手コード

KM減免継続管理ファイル	事務所コード	通知書連番	納税者番号・納税義務者	納税者番号・身障者	納税者番号・送付先
	通知年月日	最新登録番号	最古登録番号	車台番号下3桁	減免継続区分
	減免異動年月日	継続減免照会書状態区分	入力年月日	減免はがき審査区分	審査年月日
	更新日	更新時刻	否認事由	本来の税額	減免額
	翌年度課税額	余白			

(たばこ税)

KT基本マスター	事業者コード	履歴番号	変更日	納税者番号	開始日
	廃止日	管轄県税事務所コード	旧管轄県税事務所	業者コード1	販売業者1登録日1
	販売業者1取消日1	販売業者1登録日2	販売業者1取消日2	業者コード2	販売業者2登録日1
	販売業者2取消日1	販売業者2登録日2	販売業者2取消日2	特例期限許可日1	特例期限取消日1
	特例期限許可日2	特例期限取消日2	休止期間開始日1	休止期間終了日1	休止期間開始日2
	休止期間終了日2	休止期間開始日3	休止期間終了日3	担当部署名	担当者名
	電話番号	備考	登録日	更新日	更新者番号
	更新者名				

KT課税マスター	課税年度	事業者コード	行為年月	課税連番	課税区分
	管轄県税事務所コード	申告日	決議日	調定年月	更正請求日
	通知日	申告期限	納期限	期限延長区分	延長納期限
	本税	過小申告加算金	不申告加算金	重加算金	課税標準額本数1
	課税標準額本数1	課税標準額本数2	課税標準額税額2	課税標準額合計	課税免除額本数1
	課税免除額税額1	課税免除額本数2	課税免除額税額2	課税免除額合計	返還控除額本数1
	返還控除額税額1	返還控除額本数2	返還控除額税額2	返還控除額合計	差引増減額
	課税標準額本数1_既確定	課税標準額税額1_既確定	課税標準額本数2_既確定	課税標準額税額2_既確定	課税標準額合計_既確定
	課税免除額本数1_既確定	課税免除額税額1_既確定	課税免除額本数2_既確定	課税免除額税額2_既確定	課税免除額合計_既確定
	返還控除額本数1_既確定	返還控除額税額1_既確定	返還控除額本数2_既確定	返還控除額税額2_既確定	返還控除額合計_既確定
	差引増減額_既確定	納付還付額	過年度減	前年度歳入還付額	管理外区分
	納期延長理由	登録日	更新日	更新者番号	更新者名
	削除フラグ				

KT微収猶予ファイル	課税年度	事業者コード	行為年月	課税連番	申告日
	決議日	調定年月	納期限	税額	微収猶予期間(自)
	微収猶予期間(至)	微収猶予日数	微収猶予税額	納入予定期	納入方法
	登録日	更新日			

KT加算金ファイル	課税年度	事業者コード	行為年月	課税連番	加算金連番
	決議日	調定年月	更正請求日	通知日	納期限
	重加算金_対象税額	重加算金_乗率	重加算金_微収区分	重加算金加算金	重加算金既確定税額
	重加算金差引税額	重加算金_過年度減	重加算金_前年度歳入還付額	過少申告通常分対象税額	過少申告通常分乗率
	過少申告通常分微収区分	過少申告通常分加算金	過少申告通常分既確定税額	過少申告通常分差引税額	過少申告加算分対象税額
	過少申告加算分乗率	過少申告加算分微収区分	過少申告加算分加算金	過少申告加算分既確定税額	過少申告加算分差引税額
	過少申告合計加算金	過少申告合計既確定税額	過少申告合計差引税額	過少申告合計_過年度減	過少申告合計_前年度歳入還付額
	不申告通常分対象税額	不申告通常分乗率	不申告通常分微収区分	不申告通常分加算金	不申告通常分既確定税額
	不申告通常分差引税額	不申告加算分対象税額	不申告加算分乗率	不申告加算分微収区分	不申告加算分加算金
	不申告加算分既確定税額	不申告加算分差引税額	不申告合計加算金	不申告合計既確定税額	不申告合計差引税額
	不申告合計加算金_過年度減	不申告合計加算金_前年度歳入還付額	加算金合計	既確定額合計	差引額合計
	登録日	更新日			

(鉱区税)

KO基本マスター	課税番号	履歴番号	事務所コード	異動日	異動事由コード
	鉱業権者番号	連帯番号	課税種別コード	非課税等区分コード	課税保留事由コード
	鉱物コード1	鉱物コード2	鉱物コード3	鉱物コード4	鉱物コード5
	鉱物コード6	鉱物コード7	鉱物コード8	鉱物コード9	鉱物コード10
	鉱物コード11	鉱物コード12	鉱物コード13	鉱物コード14	鉱物コード15
	鉱物コード16	鉱物コード17	鉱物コード18	鉱物コード19	鉱物コード20
	鉱物コード21	登録日	更新回数	存続期間終了日	期間満了日
	県内面積	総面積	鉱区位置コード1	鉱区位置コード2	鉱区位置コード3

鉱区位置コード4	鉱区位置地先F L G 1	鉱区位置地先F L G 2	鉱区位置地先F L G 3	鉱区位置地先F L G 4
鉱区県外コード1	鉱区県外コード2	備考	納税管理入番号	送付先管理番号
登録番号(県コード)	登録番号	年額月割F L G	課税月数	更新日
更新者				

KO課税マスター	課税番号	実績年度	課税連番	事務所コード	鉱業権者番号
	連帯番号	課税区分	課税年度	調定日	通知発付日
	納期限	納期限変更理由コード	変更納期限	県内面積1	課税標準面積1
	課税種別コード1	税率1	適用月数1	明細税額1	県内面積2
	課税標準面積2	課税種別コード2	税率2	適用月数2	明細税額2
	調整額	課税額	総面積	県内面積1_既確定	課税標準面積1_既確定
	課税種別コード1_既確定	税率1_既確定	適用月数1_既確定	明細税額1_既確定	県内面積2_既確定
	課税標準面積2_既確定	課税種別コード2_既確定	税率2_既確定	適用月数2_既確定	明細税額2_既確定
	調整額_既確定	課税額_既確定	総面積_既確定	差引増減額	異動事由
	基本_履歴番号	登録年月日	満了年月日	存続期限	課税種別
	調定事由	鉱業権抹消日	過誤納事由	過誤納発生日	還付加算金始期日
	増減調定適用日	増減調定延滞金適用日	訂正フラグ	取消フラグ	災害減免
	納税通知フラグ	県内面積変更分	課税標準変更分	非課税等区分コード	登録番号(県コード)
	登録番号	更新日	更新者		

KO課税中間ファイル	課税番号	課税年度	実績年度	事務所コード	鉱業権者番号
	調定日	通知日	納期限	県内面積1	課税標準面積1
	課税種別コード1	税率1	適用月数1	明細税額1	県内面積2
	課税標準面積2	課税種別コード2	税率2	適用月数2	明細税額2
	調整額	課税額	総面積	県内面積1_既確定	課税標準面積1_既確定
	課税種別コード1_既確定	税率1_既確定	適用月数1_既確定	明細税額1_既確定	県内面積2_既確定
	課税標準面積2_既確定	課税種別コード2_既確定	税率2_既確定	適用月数2_既確定	明細税額2_既確定
	調整額_既確定	課税額_既確定	総面積_既確定	差引増減額	非課税等区分
	基本_履歴番号	連帯番号	登録番号(県コード)	登録番号	更新日
	更新者				

(狩猟税)

KU調定データファイル	納税貯蓄組合コード	課税番号	履歴番号	実績年度	課税連番
	納期限	変更前の登録区分	確定件数_第一種1号	確定件数_第一種2号	確定件数_網猟3号
	確定件数_網猟4号	確定件数_わな猟3号	確定件数_わな猟4号	確定件数_第二種5号	確定件数_計
	確定税額_第一種1号	確定税額_第一種2号	確定税額_網猟3号	確定税額_網猟4号	確定税額_わな猟3号
	確定税額_わな猟4号	確定税額_第二種5号	確定税額_計	既確件数_第一種1号	既確件数_第一種2号
	既確件数_網猟3号	既確件数_網猟4号	既確件数_わな猟3号	既確件数_わな猟4号	既確件数_第二種5号
	既確件数_計	既確税額_第一種1号	既確税額_第一種2号	既確税額_網猟3号	既確税額_網猟4号
	既確税額_わな猟3号	既確税額_わな猟4号	既確税額_第二種5号	既確税額_計	差引件数_第一種1号
	差引件数_第一種2号	差引件数_網猟3号	差引件数_網猟4号	差引件数_わな猟3号	差引件数_わな猟4号
	差引件数_第二種5号	差引件数_計	差引税額_第一種1号	差引税額_第一種2号	差引税額_網猟3号
	差引税額_網猟4号	差引税額_わな猟3号	差引税額_わな猟4号	差引税額_第二種5号	差引税額_計
	更新日	更新者	訂正フラグ	事務所コード	課税年度
	課税区分	実績年月日	調定日	登録区分	納税者番号

(軽油引取税)

KS基本マスター	営業開始日	実績開始年月	受任者	休業期間(自)1	休業期間(至)1
	休業期間(自)2	休業期間(至)2	休業期間(自)3	休業期間(至)3	送付先サイン
	元壳系列コード	油種コード1	施設区分1	容量1	基數1
	油種コード2	施設区分2	容量2	基數2	油種コード3
	施設区分3	容量3	基數3	油種コード4	施設区分4
	容量4	基數4	油種コード5	施設区分5	容量5
	基數5	油種コード6	施設区分6	容量6	基數6
	油種コード7	施設区分7	容量7	基數7	油種コード8
	施設区分8	容量8	基數8	仕入業者コード1	仕入方法1
	仕入業者コード2	仕入方法2	仕入業者コード3	仕入方法3	仕入業者コード4
	仕入方法4	仕入業者コード5	仕入方法5	納税者番号(事業者)	納税者番号(事務所)
	納税者番号(送付先)	注意コード	組合加入	債権者番号	登録理由
	証券番号1	証券番号2	延長理由	災害延长期限	特記事項
	交付金受任有無	交付金受任者氏名	交付金受任者住所	交付金支払方法	受任者納税者番号
	課税地指定有無	従たる事業所1	従たる事業所2	従たる事業所3	従たる事業所4
	従たる事業所5	従たる事業所6	従たる事業所7	従たる事業所8	従たる事業所9
	従たる事業所10	登録日	更新日	更新者番号	更新者名
	事業者コード	履歴番号	変更日付	事業者区分	申告方法
	旧管轄県税事務所	新管轄県税事務所	管轄県税変更日	申請日	消除日
	指定日	取消日	通知日	状態区分	状態区分設定日

事業者コード	履歴番号	変更日付	事業者区分	申告方法
旧管轄県税事務所	新管轄県税事務所	管轄県税変更日	申請日	消除日

指定日	取消日	通知日	状態区分	状態区分設定日
営業開始日	実績開始年月	受任者	休業期間（自）1	休業期間（至）1
休業期間（自）2	休業期間（至）2	休業期間（自）3	休業期間（至）3	送付先サイン
元売系列コード	油種コード1	施設区分1	容量1	基数1
油種コード2	施設区分2	容量2	基数2	油種コード3
施設区分3	容量3	基数3	油種コード4	施設区分4
容量4	基数4	油種コード5	施設区分5	容量5
基数5	油種コード6	施設区分6	容量6	基数6
油種コード7	施設区分7	容量7	基数7	油種コード8
施設区分8	容量8	基数8	仕入業者コード1	仕入方法1
仕入業者コード2	仕入方法2	仕入業者コード3	仕入方法3	仕入業者コード4
仕入方法4	仕入業者コード5	仕入方法5	納税者番号(事業者)	納税者番号(事務所)
納税者番号(送付先)	注意コード	組合加入	債権者番号	登録理由
証券番号1	証券番号2	延長理由	災害延长期限	特記事項
交付金受任有無	交付金受任者氏名	交付金受任者住所	交付金支払方法	受任者納税者番号
課税地指定有無	従たる事業所1	従たる事業所2	従たる事業所3	従たる事業所4
従たる事業所5	従たる事業所6	従たる事業所7	従たる事業所8	従たる事業所9
従たる事業所10	登録日	更新日	更新者番号	更新者名

KS課税マスタ	事業者コード	行為年	行為月	輸入連番	納付納入等区分
	課税標準量	課税額	加算金	課税処理コード	課税連番
	訂正連番	調定連番	県税コード	登録日	更新日

KS課税明細ファイル	事業者コード	行為年月	輸入連番	納付納入等区分	課税連番
	訂正連番	削除フラグ	課税区分	課税年度	課税年月
	決議日	管轄県税コード	数量1~1	数量1~2	数量1~3
	数量1~4	数量1~5	数量1~6	数量1~7	数量1~8
	数量1~9	数量1~10	数量1~11	数量1~12	数量1~13
	数量1~14	数量1~15	数量1~16	数量1~17	数量1~18
	数量1~19	数量1~20	数量1~21	数量1~22	数量1~23
	数量1~24	数量1~25	数量1~26	数量1~27	数量1~28
	数量1~29	数量1~30	数量1~31	合計数量1	税額1
	数量2~1	数量2~2	数量2~3	数量2~4	数量2~5
	数量2~6	数量2~7	数量2~8	数量2~9	数量2~10
	数量2~11	数量2~12	数量2~13	数量2~14	数量2~15
	数量2~16	数量2~17	数量2~18	数量2~19	数量2~20
	数量2~21	数量2~22	数量2~23	数量2~24	数量2~25
	数量2~26	数量2~27	数量2~28	数量2~29	数量2~30
	数量2~31	合計数量2	税額2	税率	更正決定事由設定日
	更正決定事由コード	納期限	申告期限	調査着手日	申告日
	災害延長納期限	通知日	通知番号	過年度減額	混和承認の有無
	税目コード	事業者番号	実績年月(収納)	納入区分	調定連番
	課税年度(収納)	調定事由	変更すべき事由	本税の調定連番	本来の納期限
	納期限(収納)	調定日	賦課決議日	通知書発付日	増減調定適用日1
	増減調定適用日2	申告日(収納)	更正請求日	過誤納事由	過誤納発生日
	還付加算金始期日	変更前本税	変更前少申告加算金	変更前不申告加算金	変更前重加算金
	変更後本税	変更後少申告加算金	変更後申告加算金	変更後重加算金	加算金対応課税連番
	加算金対応訂正連番	課税連番(前進)	訂正連番(前進)	課税連番(後退)	訂正連番(後退)
	同一グループ課税連番	同一グループ訂正連番	納期延長理由	管理入力外フラグ	登録日
	更新日	更新者番号	更新者名		

KS加算金ファイル	事業者コード	行為年月	輸入連番	納付納入等区分	課税連番
	訂正連番	加算金コード1	微収区分1	乗率1	対象税額1~1
	加算金額1~1	対象税額1~2	加算金額1~2	過年度減額1	加算金既確定額1
	加算金コード2	微収区分2	乗率2	対象税額2~1	加算金額2~1
	対象税額2~2	加算金額2~2	過年度減額2	加算金既確定額2	加算金コード3
	微収区分3	乗率3	対象税額3~1	加算金額3~1	対象税額3~2
	加算金額3~2	過年度減額3	加算金既確定額3	本税対応課税連番	本税対応訂正連番
	登録日	更新日			

KS微収猶予ファイル	事業者コード	行為年月	輸入連番	納付納入等区分	課税連番
	訂正連番	削除フラグ	決議日	申請日	通知番号
	通知年月日	税額	猶予前納期限	期内納入税額	既納入年月日
	微収猶予額計	一ヶ月微収猶予期限(自)	一ヶ月微収猶予期限(至)	一ヶ月微収猶予日数	一ヶ月微収猶予額
	納入予定日1	二ヶ月微収猶予期限(自)	二ヶ月微収猶予期限(至)	二ヶ月微収猶予日数	
	二ヶ月微収猶予額	納入予定日2	納入方法2	登録日	更新日

KS免税基本マスター	使用者番号	発行区分	発行区分設定日	初回交付日	今回交付日
	有効期間(自)	有効期間(至)	登録区分	登録区分設定日	業種コード
	共同使用者数	機械設備数	申請区分	注意コード	特記事項
	納税者番号	旧管轄県税事務所	新管轄県税事務所	免税済用地	連絡担当者
	耕作面積	登録日	更新日		

KS免税共同使用者ファイル	使用者番号	連番	登録年月日	取消日	納税者番号
	登録日	更新日			

KS機械設備ファイル	使用者番号	連番	設備名称	所在地コード	地番
	方書	所有者名称	型式	燃焼方式コード	軸馬力
	台数	用途コード	記載日	取消日	リース期限
	登録日	更新日			

免税証番号	券区分	数量	使用者番号	業種コード
	交付日	有効期限	計算期間(自)	計算期間(至)

KS免税証ファイル	免税証状態区分	状態区分設定日	発券区分	新旧区分	宛名未出力
	事業者コード	行為年月	納付納入等区分	回収県税コード	県内県外区分
	交付調書発行区分	旧免税証番号	登録日	更新日	更新者番号
	更新者名				
KS免税使用者報告書ファイル	使用者番号	年度	実績年月	受付日	前月末保有数量
	当月引取り数量	当月使用数量	当月末保有数量	登録日	更新日
KS調査台帳ファイル	予備事項概要 3	調査所見	添付書類 1	添付書類 2	添付書類 3
	添付書類 4	添付書類 5	添付書類 6	調査の処理	調査概要
	事務所	登録日	更新日	事業者コード	調査年月日
	調査区分	調査対象期間(自)	調査対象期間(至)	調査完了日	油槽所
	系列	仕入先 1	仕入先 2	仕入先 3	仕入先 4
	仕入先 5	仕入先 6	仕入先 7	在庫数量 1	温度 1
	測定比重 1	換算比重 1	定性 1	定量(クマリン) 1	ガスクロ反応 1
	硫黄分析 1	工業分析等 1	状態 1	在庫数量 2	温度 2
	測定比重 2	換算比重 2	定性 2	定量(クマリン) 2	ガスクロ反応 2
	硫黄分析 2	工業分析等 2	状態 2	内訳抜取本数	内訳定性
	内訳定量(クマリン)	内訳ガスクロ反応	内訳硫黄分析	内訳工業分析等	内訳分析中
	異常発現本数	異常発現定量(クマリン)	異常発現ガスクロ反応	異常発現硫黄分析	異常発現工業分析等
	特記事項	調査担当者役職 1	調査担当者 1	調査担当者役職 2	調査担当者 2
	調査担当者役職 3	起案年月日	調査立会人	調査検査書類	
	検査場所 1	採取場所 1	採取量 1	検査場所 2	採取場所 2
	採取量 2	仕入れ数量の適否	売上数量の適否	混和承認状況	課税済仕入の適否
	免許証の処理	予備事項 1	予備事項概要 1	予備事項 2	予備事項概要 2
	予備事項 3				
KS事業者等マスター	事業者コード	調査対象者区分	事業者コード(県付)	更履番号	主たる事業所コード
	業者区分	仮特約フラグ	免税取扱業者フラグ	免税業者フラグ	名称(カナ)
	名称(漢字)	名称(清音カナ)	名称(清音漢字)	住所(カナ)	住所(漢字)
	住所(清音漢字)	電話番号	所在市町村コード	所轄事務所コード	登録年月日
	抹消年月日	最近の営業月	需要家最終年月日	更新年月日	更新時刻
	事業所コード	予備	整理番号	対応年度	異動理由
	油種コード 1	施設区分 1	容量 1	基数 1	油種コード 2
	施設区分 2	容量 2	基数 2	油種コード 3	施設区分 3
	容量 3	基数 3	油種コード 4	施設区分 4	容量 4
	基数 4	備考	登録日	更新日	
KS収納状況ファイル	収納額期間外 3	収入未済額 3	徴収猶予・還付有無コード 3	課税処理コード 4	調定年月 4
	調定金額 4	収納額納定期内 4	収納額猶予期間内 4	収納額期間外 4	収入未済額 4
	徴収猶予・還付有無コード 4	課税処理コード 5	調定年月 5	調定金額 5	収納額納定期内 5
	収納額猶予期間内 5	収納額期間外 5	収入未済額 5	徴収猶予・還付有無コード 5	課税処理コード 6
	調定年月 6	調定金額 6	収納額納定期内 6	収納額猶予期間内 6	収納額期間外 6
	収入未済額 6	徴収猶予・還付有無コード 6	課税処理コード 7	調定年月 7	調定金額 7
	収納額納定期内 7	収納額猶予期間内 7	収納額期間外 7	収入未済額 7	徴収猶予・還付有無コード 7
	課税処理コード 8	調定年月 8	調定金額 8	収納額納定期内 8	収納額猶予期間内 8
	収納額期間外 8	収入未済額 8	徴収猶予・還付有無コード 8	課税処理コード 9	調定年月 9
	調定金額 9	収納額納定期内 9	収納額猶予期間内 9	収納額期間外 9	収入未済額 9
	徴収猶予・還付有無コード 9	課税処理コード 10	調定年月 10	調定金額 10	収納額納定期内 10
	収納額猶予期間内 10	収納額期間外 10	収入未済額 10	徴収猶予・還付有無コード 10	課税処理コード 11
	調定年月 11	調定金額 11	収納額納定期内 11	収納額猶予期間内 11	収納額期間外 11
	収入未済額 11	徴収猶予・還付有無コード 11	課税処理コード 12	調定年月 12	調定金額 12
	収納額納定期内 12	収納額猶予期間内 12	収納額期間外 12	収入未済額 12	徴収猶予・還付有無コード 12
	課税処理コード 13	調定年月 13	調定金額 13	収納額納定期内 13	収納額猶予期間内 13
	収納額期間外 13	収入未済額 13	徴収猶予・還付有無コード 13	課税処理コード 14	調定年月 14
	調定金額 14	収納額納定期内 14	収納額猶予期間内 14	収納額期間外 14	収入未済額 14
	徴収猶予・還付有無コード 14	調定額合計	収入額合計	滞納区分コード	更正決定区分コード
	廃業区分コード	廃業等年月日	歳出還付額	報償金交付対象額	交付率
	報償金額	交付調整額	交付確定額	支払方法コード	地域区分コード
	減有りフラグ 1	減有りフラグ 2	減有りフラグ 3	減有りフラグ 4	減有りフラグ 5
	減有りフラグ 6	減有りフラグ 7	減有りフラグ 8	減有りフラグ 9	減有りフラグ 10
	減有りフラグ 11	減有りフラグ 12	減有りフラグ 13	減有りフラグ 14	石商区分
	支払保留区分	報償金注意コード	報償金注意コード 1	報償金注意コード 2	報償金注意コード 3
	報償金注意コード 4	報償金注意コード 5	報償金注意コード 6	報償金注意コード 7	報償金注意コード 8
	報償金注意コード 9	報償金注意コード 10	報償金注意コード 11	報償金注意コード 12	報償金注意コード 13
	報償金注意コード 14	備考 1	備考 2	備考 3	備考 4
	備考 5	備考 6	備考 7	備考 8	備考 9
	備考 10	備考 11	備考 12	予備	登録年月日
	更新年月日	税目コード	対象番号	事務所 C D	会計年度
	期	債権者番号	業種コード	課税処理コード 1	調定年月 1
	調定金額 1	収納額納定期内 1	収納額猶予期間内 1	収納額期間外 1	収入未済額 1
	徴収猶予・還付有無コード 1	課税処理コード 2	調定年月 2	調定金額 2	収納額納定期内 2
	収納額猶予期間内 2	収納額期間外 2	収入未済額 2	徴収猶予・還付有無コード 2	課税処理コード 3
	調定年月 3	調定金額 3	収納額納定期内 3	収納額猶予期間内 3	
(産業廃棄物税)					
KX基本マスター	登録番号	履歴番号	納税者番号	債権者番号	新管轄県税事務所
	旧管轄県税事務所	管轄県税変更日	事業者区分	施設名	施設電話番号
	施設所在地コード	場所	方書	申請日	開始日
	許可日	廃止日	交付日	許可番号	面積
	埋立空量	施設区分	中间処理施設有無	重量測定可否	廃棄物種類コード 1
	廃棄物種類コード 2	廃棄物種類コード 3	廃棄物種類コード 4	廃棄物種類コード 5	廃棄物種類コード 6
	備考	施設区分 2	処理能力	課税特例有無	課税特例申請日
	登録日	更新日	更新者番号	更新者名	

KX課税マスター	登録番号	対象年	対象期	納付納入等区分	課税標準
	課税額	加算金	課税処理コード	課税連番	訂正連番
	調定連番	報償金	県税コード	管轄外区分	登録日
	更新日				

KX課税明細ファイル	登録番号	対象期	納付納入等区分	課税連番	訂正連番
	削除フラグ	課税区分	課税年度	調定年月	決議日
	管轄課税コード	対象期間(自)	対象期間(至)	数量1~1	数量1~2
	数量1~3	数量1~4	数量1~5	数量1~6	数量1~7
	数量1~8	数量1~9	数量1~10	数量1~11	数量1~12
	数量1~13	合計数量1	税額1	数量2~1	数量2~2
	数量2~3	数量2~4	数量2~5	数量2~6	数量2~7
	数量2~8	数量2~9	数量2~10	数量2~11	数量2~12
	数量2~13	合計数量2	税額2	税率	減免額1
	減免額差額1	減免重量1	減免額2	減免額差額2	減免重量2
	減免額3	減免額差額3	減免重量3	差引	差引差額
	委託契約分搬入量	委託契約分税額	委託契約分差額	更正決定事由設定日	更正決定事由コード
	納期限	申告期限	調査着手日	申告日	災害延長納期限
	通知番号	過年度減額	税目コード	登録番号	
	対象期(収納)	納入区分	調定連番	課税年度(収納)	調定事由
	変更すべき事由	本税の調定連番	本来の納期限	納期限(収納)	調定日
	賦課決議日	通知書発付日	増減課税適用日1	増減課税適用日2	申告日(収納)
	更正請求日	過誤納事由	過誤納発生日	還付計算金始期日	変更前本税
	変更前過少申告加算金	変更前不申告加算金	変更前重加算金	変更後本税	変更後過少申告加算金
	変更後不申告加算金	変更後重加算金	加算金に対応課税連番	加算金対応訂正連番	課税連番(前進)
	訂正連番(前進)	課税連番(後退)	訂正連番(後退)	同一グループ課税連番	同一グループ訂正連番
	納期延長理由	登録日	更新日	更新者番号	更新者名

KX加算金ファイル	登録番号	対象期	納付納入等区分	課税連番	訂正連番
	加算金コード1	微取区分1	乗率1	対象税額1~1	加算金額1~1
	対象税額1~2	加算金額1~2	過年度減額1	加算金額確定額1	加算金コード2
	微取区分2	乗率2	対象税額2~1	加算金額2~1	対象税額2~2
	加算金額2~2	過年度減額2	加算金額確定額2	加算金コード3	微取区分3
	乗率3	対象税額3~1	加算金額3~1	対象税額3~2	加算金額3~2
	過年度減額3	加算金既確定額3	本税対応課税連番	本税対応訂正連番	登録日
	更新日				

KXコントロールファイル	県税コード	連番			
--------------	-------	----	--	--	--

KX微収猶予ファイル	登録番号	対象期	課税連番	訂正連番	削除フラグ
	決議日	申請日	通知番号	通知年月日	税額
	猶予前納期限	期内納入税額	既納/入年月日	微収猶予税額	一ヶ月微収猶予期限(自)
	一ヶ月微収猶予期限(至)	一ヶ月微収猶予日数	一ヶ月微収猶予税額	納入予定期1	納入方法1
	二ヶ月微収猶予期限(自)	二ヶ月微収猶予期限(至)	二ヶ月微収猶予日数	二ヶ月微収猶予税額	納入予定期2
	納入方法2	登録日	更新日		

KX収納状況ファイル	納付合計課税処理コード1	納付合計年月1	納付合計課税定金額1	納付合計収納額納内地1	納付合計収納額猶予期間内1
	納付合計収納額猶予期間外1	納付合計年未済額1	納付合計微収猶予・還付有無コード1	納付一部課税処理コード1	納付一部調定期年月1
	納付一部調定期定額1	納付一部取納額納期内1	納付一部取納額猶予期間内1	納付一部取納額猶予期間外1	納付一部取納額未済額1
	納付一部微収猶予・還付有無コード1	納入課税処理コード2	納入調定期月2	納入調定期定額2	納入収納額猶予期間内2
	納付一部取納額猶予期間内2	納入取納額定期外2	納入入未済額2	納入微収猶予・還付有無コード2	納付合計課税処理コード2
	納付合計調定期定額1	納付合計年月2	納付合計取納額納内地2	納付合計取納額猶予期間内2	納付合計取納額猶予期間外2
	納付合計收入未済額2	納付合計微収猶予・還付有無コード2	納付一部課税処理コード2	納付一部調定期月2	納付一部調定期定額2
	納付一部取納額猶予期間内2	納付一部取納額定期外2	納付一部入未済額2	納付一部微収猶予・還付有無コード2	納付一部微収猶予・還付有無コード2
	納付課税処理コード3	納入調定期月3	納入調定期定額3	納入取納額猶予期間内3	納入取納額猶予期間内3
	納入取納額猶予期間外3	納入收入未済額3	納入微収猶予・還付有無コード3	納付合計課税処理コード3	納付合計調定期月3
	納付合計調定期定額3	納付合計取納額納内地3	納付合計取納額猶予期間内3	納付合計取納額猶予期間外3	納付合計入未済額3
	納付一部課税処理コード3	納付一部取納額猶予・還付有無コード3	納付一部調定期月3	納付一部調定期定額3	納付一部取納額猶予期間内3
	納付一部取納額猶予期間内3	納付一部取納額定期外3	納付一部入未済額3	納付一部微収猶予・還付有無コード3	納入課税処理コード4
	納入調定期月4	納入調定期定額4	納入取納額納内地4	納入取納額猶予期間内4	納入取納額猶予期間外4
	納入微収猶予・還付有無コード4	納付合計課税処理コード4	納付合計調定期月4	納付合計調定期定額4	
	納付合計取納額納内地4	納付合計取納額猶予期間内4	納付合計取納額定期外4	納付合計收入未済額4	納付合計微収猶予・還付有無コード4
	納付一部課税処理コード4	納付一部調定期月4	納付一部調定期定額4	納付一部取納額納内地4	納付一部取納額猶予期間内4
	納付一部取納額猶予期間外4	納付一部入未済額4	納付一部微収猶予・還付有無コード4	調定期会計	収入額会計
	滞納区分コード	要正決定区分コード	滞納区分コード	滞納区分年月日	報償金交付対象金額
	交付付帯	報償金額	交付調整額	交付確定額	支払方法コード
	県税事務所コード	納入減有りフラグ1	納付減有りフラグ1	納入減有りフラグ2	納付減有りフラグ2
	納入減有りフラグ3	納付減有りフラグ3	納入減有りフラグ4	納付減有りフラグ4	支払保留区分
	登録年月日	更新年月日	税目コード	登録番号	会計年度
	登録者番号	実種コード	納入課税処理コード1	納入定期年月1	納入定期金額1
	納入取納額納内地1	納入取納額猶予期間内1	納入取納額定期外1	納入收入未済額1	納入微収猶予・還付有無コード1

KC納証明D B	登録番号	車台番号	区分	車検有効期限(西暦)	非課税サイン
	当初登録番号	主登録番号	車検有効期限(和暦)	年度	納期限未到来サイン
	状態サイン	注意コード	登録処理日	更新処理日	納付状況コード
	有効年月日	抹消フラグ	県外転出フラグ	送信フラグ	変更前登録番号
	変更後登録番号	状態コード	登録事由コード	異動事由コード	BULK処理フラグ
	予備				

KC収納管理データファイル	歳入日	収納店コード	収納区分	遅延サイン	取りまとめ年月日
	銀行系列	収納連絡年月日	収納連絡コード	収納連絡(収納集計表)件数	収納連絡(収納集計表)金額
	収納済通知書件数	収納済通知書金額	公金総括件数	公金総括金額	不明分収納件数
	不明分収納金額	事務所コード	分配日	予備	更新日
	更新時間				

KC収納管理基本マスター	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	納税者番号	課税事務所（当初）	課税事務所（現在）	収納事務所（当初）	収納事務所（現在）
	収納歳入年度	現滞区分	調定事由（当初）	課税区分（当初）	調定事由（現在）
	課税区分（現在）	本税の調定連番	本来の納期限（法廷納期限等）	納期限（指定納期限）	調定日（当初）
	調定日（現在）	賦課決議日	通知書発付日	増減調定適用日	増減調定延滞金適用日
	申告日	申請日・收受日	更正請求日	税務署処理日	国税処理日
	修正申告期限	事業年度終了日	確定申告提出日	重加対応率	重加対応税額
	重加対応率・税割	重加対応税額・税割	重加対応率・所得	重加対応税額・所得	重加対応率・付加
	重加対応税額・付加	重加対応率・資本	重加対応税額・資本	重加対応率・収入	重加対応税額・収入
	重加対応率・特別税	重加対応税額・特別税	利子割還付額等	監査の申告期限延長	外形法人区分
	自主決定日	税率・区分	税率・コード	自動車登録日	登録抹消日
	課税月数	注意コード	状態コード	初度登録年月	積雪軽減区分
	車台番号	ディーラーコード	他税目設定日付	発付・督促発付止期限	未調定収納サイン
	仮消込サイン	公示送達サイン	管年度外サイン	徵收猶予サイン	事務所異動サイン
	延滞金不能サイン	注意サイン	換価猶予サイン	処分サイン	執行停止サイン
	不納欠損サイン	線上微収サイン	繰越調定サイン	担当者コード	完納移行サイン
	登録日	更新日	更新者番号	更新者名	更新時間

KC収納管理税額マスター	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	微収金区分	当初調定額	最終調定額	最終調定額・税割	最終調定額・均等
	最終調定額・所得	最終調定額・付加	最終調定額・資本	最終調定額・収入	最終調定額・特別税
	年度当初調定額	現在調定額	未納額	当年度収納額	当年度収納・税割
	当年度収納・均等	当年度収納・所得	当年度収納・付加	当年度収納・資本	当年度収納・収入
	当年度収納・特別税	収納額合計	収納額合計・税割	収納額合計・均等	収納額合計・所得
	収納額合計・付加	収納額合計・資本	収納額合計・収入	収納額合計・特別税	当年度欠損額
	当年度欠損・税割	当年度欠損・均等	当年度欠損・所得	当年度欠損・付加	当年度欠損・資本
	当年度欠損・収入	当年度欠損・特別税	欠損額合計	欠損額合計・税割	欠損額合計・均等
	欠損額合計・所得	欠損額合計・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・収入	欠損額合計・特別税
	歳出還付額	更新日	更新時間（時分秒）		

KCコンビニ収納ファイル	データ識別	払込年月日	払込時間	CVS本部コード	CVS店舗コード
	通知書種類	税目コード	発付年度	連番	ユーザ欄予備
	再発行区分	支払期限	請求金額	送金予定日	調定キー・税目コード
	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	通知書・本税
	通知書・延滞金	通知書・過少	通知書・不申告	通知書・重加	通知書・法県・本税
	通知書・法事・本税	通知書・法事・延滞金			

KC還付金管理ファイル	還付番号	経歴連番	調定キー・税目	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等
	調定キー・課税連番	調定キー・調定年度	歳入年度	事務所コード	還付通知日
	支払日	還付額	支払区分	納税者番号	還付時住所
	還付時氏名	金融機関コード	支店コード	口座種別	口座番号
	口座名義人	還付時金融機関名称	還付時支店名称	修正区分	換金日
	組入日	再還付日	送金先銀行	金融機関コード・変更	支店コード・変更
	口座種別・変更	口座番号・変更	口座名義人・変更	還付時金融機関名称・変更	還付時支店名称・変更
	再発行日	支払番号	金融機関名称（カナ）	支店名称（カナ）	支払番号1
	送金元金融機関区分1	還付区分1	支払金額1	支払番号2	送金元金融機関区分2
	還付区分2	支払金額2	伝送データ作成日	予備	備考
	更新日	更新者番号	更新者名		

KC還付充当ファイル	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・県税コード	過誤納番号・連番	過誤納番号・枝番	レコード区分
	登録連番	定期随時区分	調定キー・税目	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等
	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	経歴番号	過誤納事由	通知日
	支払日	還付加算金始期日	除算期間・開始日	除算期間・終了日	歳入歳出区分
	充当適状日	充当終期日	還付加算金区分	本税・加算金区分	充当額
	特別税	還付加算金計算値	還付加算金計算値・特別税	還付加算金基礎金額	充当元経算番号
	充当先税目	充当先課税番号	充当先実績年月等	充当先課税連番	充当先課税年度
	充当先経歴番号	充当先本税加算金区分	充当先会計年度	充当先課税事務所	充当先調定事由・当初
	充当先特別税	還付番号	更新区分	更新事務所	更新日

KC課税事務所	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	納税者番号	課税事務所（当初）	課税事務所（現在）	収納事務所（当初）	収納事務所（現在）
	収納歳入年度	現滞区分	調定事由（当初）	課税区分（当初）	調定事由（現在）
	課税区分（現在）	本税の調定連番	本来の納期限（法廷納期限等）	納期限（指定納期限）	調定日（当初）
	調定日（現在）	賦課決議日	通知書発付日	増減調定適用日	増減調定延滞金適用日
	申告日	申請日・收受日	更正請求日	税務署処理日	国税処理日
	修正申告期限	事業年度終了日	確定申告提出日	重加対応率	重加対応税額
	重加対応率・税割	重加対応税額・税割	重加対応率・所得	重加対応税額・所得	重加対応率・付加
	重加対応率・付加	重加対応率・資本	重加対応税額・資本	重加対応率・収入	重加対応税額・収入
	重加対応率・特別税	重加対応税額・特別税	利子割還付額等	監査の申告期限延長	外形法人区分
	自主決定日	税率・区分	税率・コード	自動車登録日	登録抹消日
	課税月数	注意コード	状態コード	初度登録年月	積雪軽減区分
	車台番号	ディーラーコード	他税目設定日付	発付・督促発付止期限	未調定収納サイン
	仮消込サイン	公示送達サイン	管年度外サイン	徵收猶予サイン	事務所異動サイン
	延滞金不能サイン	注意サイン	換価猶予サイン	処分サイン	執行停止サイン
	不納欠損サイン	線上微収サイン	繰越調定サイン	担当者コード	完納移行サイン
	当初調定額・本税	最終調定額・本税	最終調定額・税割・本税	最終調定額・特別税・本税	最終調定額・所得・本税
	最終調定額・付加・本税	最終調定額・資本・本税	最終調定額・収入・本税	最終調定額・特別税・本税	年度当初調定額・本税
	現在調定額・本税	未納額・本税	当年度収納額・本税	当年度収納・税割・本税	当年度収納・均等・本税
	当年度収納・所得・本税	当年度収納・付加・本税	当年度収納・資本・本税	当年度収納・収入・本税	当年度収納・特別税・本税

KC収納管理マスター	収納額合計・本税	収納額合計・税割・本税	収納額合計・均等・本税	収納額合計・所得・本税	収納額合計・付加・本税
	収納額合計・資本・本税	収納額合計・收入・本税	収納額合計・特別税・本税	当年度欠損額・本税	当年度欠損・税割・本税
	当年度欠損・均等・本税	当年度欠損・所得・本税	当年度欠損・付加・本税	当年度欠損・資本・本税	当年度欠損・収入・本税
	当年度欠損・特別税・本税	欠損額合計・本税	欠損額合計・税割・本税	欠損額合計・均等・本税	欠損額合計・所得・本税
	欠損額合計・付加・本税	欠損額合計・資本・本税	欠損額合計・收入・本税	欠損額合計・特別税・本税	歳出還付額・本税
	当初調定額・延滞金	最終調定額・延滞金	最終調定額・税割・延滞金	最終調定額・均等・延滞金	最終調定額・所得・延滞金
	最終調定額・付加・延滞金	最終調定額・資本・延滞金	最終調定額・收入・延滞金	最終調定額・特別税・延滞金	年度当初調定額・延滞金
	現在調定額・延滞金	未納額・延滞金	当年度収納額・延滞金	当年度収納・税割・延滞金	当年度収納・均等・延滞金
	当年度収納・所得・延滞金	当年度収納・付加・延滞金	当年度収納・資本・延滞金	当年度収納・収入・延滞金	当年度収納・特別税・延滞金
	収納額合計・延滞金	収納額合計・税割・延滞金	収納額合計・均等・延滞金	収納額合計・所得・延滞金	収納額合計・付加・延滞金
	収納額合計・資本・延滞金	収納額合計・收入・延滞金	収納額合計・特別税・延滞金	当年度欠損額・延滞金	当年度欠損・税割・延滞金
	当年度欠損・均等・延滞金	当年度欠損・所得・延滞金	当年度欠損・付加・延滞金	当年度欠損・資本・延滞金	当年度欠損・収入・延滞金
	当年度欠損・特別税・延滞金	欠損額合計・延滞金	欠損額合計・税割・延滞金	欠損額合計・均等・延滞金	欠損額合計・所得・延滞金
	欠損額合計・付加・延滞金	欠損額合計・資本・延滞金	欠損額合計・收入・延滞金	欠損額合計・特別税・延滞金	歳出還付額・延滞金
	当初調定額・過少	最終調定額・過少	最終調定額・税割・過少	最終調定額・均等・過少	最終調定額・所得・過少
	最終調定額・付加・過少	最終調定額・資本・過少	最終調定額・收入・過少	最終調定額・特別税・過少	年度当初調定額・過少
	現在調定額・過少	未納額・過少	当年度収納額・過少	当年度収納・税割・過少	当年度収納・均等・過少
	当年度収納・所得・過少	当年度収納・付加・過少	当年度収納・資本・過少	当年度収納・収入・過少	当年度収納・特別税・過少
	収納額合計・過少	収納額合計・税割・過少	収納額合計・均等・過少	収納額合計・所得・過少	収納額合計・付加・過少
	収納額合計・資本・過少	収納額合計・收入・過少	収納額合計・特別税・過少	当年度欠損額・過少	当年度欠損・税割・過少
	当年度欠損・均等・過少	当年度欠損・所得・過少	当年度欠損・付加・過少	当年度欠損・資本・過少	当年度欠損・収入・過少
	当年度欠損・特別税・過少	欠損額合計・過少	欠損額合計・税割・過少	欠損額合計・均等・過少	欠損額合計・所得・過少
	欠損額合計・付加・過少	欠損額合計・資本・過少	欠損額合計・收入・過少	欠損額合計・特別税・過少	歳出還付額・過少
	当初調定額・不申告	最終調定額・不申告	最終調定額・税割・不申告	最終調定額・均等・不申告	最終調定額・所得・不申告
	最終調定額・付加・不申告	最終調定額・資本・不申告	最終調定額・收入・不申告	最終調定額・特別税・不申告	年度当初調定額・不申告
	現在調定額・不申告	未納額・不申告	当年度収納額・不申告	当年度収納・税割・不申告	当年度収納・均等・不申告
	当年度収納・所得・不申告	当年度収納・付加・不申告	当年度収納・資本・不申告	当年度収納・収入・不申告	当年度収納・特別税・不申告
	収納額合計・不申告	収納額合計・税割・不申告	収納額合計・均等・不申告	収納額合計・所得・不申告	収納額合計・付加・不申告
	収納額合計・資本・不申告	収納額合計・收入・不申告	収納額合計・特別税・不申告	当年度欠損額・不申告	当年度欠損・税割・不申告
	当年度欠損・均等・不申告	当年度欠損・所得・不申告	当年度欠損・付加・不申告	当年度欠損・資本・不申告	当年度欠損・収入・不申告
	欠損額合計・不申告	欠損額合計・税割・不申告	欠損額合計・均等・不申告	欠損額合計・所得・不申告	欠損額合計・付加・不申告
	欠損額合計・資本・不申告	欠損額合計・收入・不申告	欠損額合計・特別税・不申告	歳出還付額・不申告	当初調定額・重加
	最終調定額・重加	最終調定額・税割・重加	最終調定額・均等・重加	最終調定額・所得・重加	最終調定額・付加・重加
	最終調定額・資本・重加	最終調定額・收入・重加	最終調定額・特別税・重加	年度当初調定額・重加	現在調定額・重加
	未納額・重加	当年度収納額・重加	当年度収納・税割・重加	当年度収納・均等・重加	当年度収納・所得・重加
	当年度収納・付加・重加	当年度収納・資本・重加	当年度収納・收入・重加	当年度収納・特別税・重加	収納額合計・重加
	収納額合計・税割・重加	収納額合計・均等・重加	収納額合計・所得・重加	収納額合計・付加・重加	収納額合計・資本・重加
	収納額合計・收入・重加	収納額合計・特別税・重加	当年度欠損額・重加	当年度欠損・税割・重加	当年度欠損・均等・重加
	当年度欠損・所得・重加	当年度欠損・付加・重加	当年度欠損・資本・重加	当年度欠損・収入・重加	当年度欠損・特別税・重加
	欠損額合計・重加	欠損額合計・税割・重加	欠損額合計・均等・重加	欠損額合計・所得・重加	欠損額合計・付加・重加
	欠損額合計・資本・重加	欠損額合計・收入・重加	欠損額合計・特別税・重加	歳出還付額・重加	発行事務所
	整理番号	未納額異動日	督促状発付日	本税・督促状発付額	延滞金・督促状発付額
	過少・督促状発付額	不申告・督促状発付額	重加・督促状発付額	督促事由	滞納管理取込日
	更新者番号_基本	更新者名_基本	更新者番号_督促	更新者名_督促	登録日
	更新日	更新時間			
KC共通納税納付ファイル	納付番号	収納団体コード	税目・料金番号	申告区分・課税期間	確認番号
	履歴番号	納税者ID	課税番号	実績年月等	納税者番号
	課税事務所	税目コード	見込みなし納付区分	申告区分	申告日
	申告受付番号	法人番号	調定事由	法人県民税・入金額	法人事業税・入金額
	法人県民税・法人税割	法人県民税・均等割	法人県民税・延滞金	法人事業税・所得割	法人事業税・付加価値割
	法人事業税・資本割	法人事業税・收入割	法人事業税・延滞金	法人事業税・過少	法人事業税・不申告
	法人事業税・重加	法人特別税	法人特別税・延滞金	法人特別税・過少	法人特別税・不申告
	法人特別税・重加	集計表作成日	エラー区分	本消込日	歳入日
	予備	パスワード	システム利用領域04	システム利用領域05	システム利用領域06
	システム利用領域07	システム利用領域08	システム利用領域09	システム利用領域10	システム利用領域11
	レスポンスコード	システム利用領域12	システム利用領域13	納付金区分	氏名カナ
	氏名漢字	今回請求金額合計	請求本体金額	請求固定延滞金額	延滞金随時計算フラグ
	納付情報変更年月日	納期限	延滞金計算開始年月日	延滞金表示区分	請求消費税
	消費税表示区分	納付内容カナ	納付内容漢字	手数料負担区分	地公体任意情報
	納付方式	拡張予備領域01	システム利用領域14	今回支払金額合計累積	今回支払金額合計
	支払納付額	支払延滞金額	支払消費税	領收区分	支払方法
	チャネル区分	入力区分	印紙税額	他店券金額	システム利用領域15
	入金年月日	納付年月日	MPN処理年月日	MPN処理時刻	MPN処理通番
	仕向センターコード	金融機関コード	店舗コード	仕向処理年月日	仕向処理時刻
	仕向処理通番	システム利用領域16	決済単位年月日	MPN通信サーバ登録年月日	

KC本税充当経歴ファイル	調定キー・税目	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	経歴番号・経歴基準日	経歴番号・登録連番	レコード区分	共通・年度	共通・区分01
	共通・区分02	共通・区分03	共通・区分04	共通・区分05	共通・区分06
	共通・区分07	共通・日付01	共通・日付02	共通・日付03	共通・日付04
	共通・日付05	共通・日付06	共通・日付07	共通・日付08	共通・日付09
	共通・日付10	共通・日付11	共通・日付12	共通・日付13	共通・調定・税目
	共通・調定・課税番号	共通・調定・実績年月等	共通・調定・課税連番	共通・調定・課税年度	共通・調定・経歴基準日
	共通・調定・経歴連番	共通・金額01	共通・金額02	共通・金額03	共通・金額04
	共通・金額05	共通・金額06	共通・金額07	共通・金額08	共通・金額09
	共通・金額10	共通・金額11	共通・金額12	共通・金額13	共通・金額14
	共通・金額15	共通・金額16	共通・金額17	共通・金額18	共通・金額19
	共通・金額20	共通・金額21	共通・金額22	共通・金額23	共通・金額24
	共通・金額25	共通・件数01	共通・件数02	共通・件数03	共通・件数04
	共通・県税コード01	共通・県税コード02	共通・県税コード03	共通・県税コード04	共通・文字列20-01
	共通・文字列20-02	共通・文字列20-03	共通・システム予約	状態区分	更新日
	登録日	モジュール名	関数名	業務区分	処理区分1
	処理区分2				

KCコンビニ収納ファイル	データ識別	払込年月日	払込時間	CVS本部コード	CVS店舗コード
	通知書種類	税目コード	発付年度	連番	ユーザ欄予備
	再発行区分	支払期限	請求金額	送金予定期	調定キー・税目コード
	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	通知書・本税
	通知書・延滞金	通知書・過少	通知書・不申告	通知書・重加	通知書・法県・本税
	通知書・法事・本税	通知書・法事・延滞金			

KC口座振替対象マスター	年度	期別	税目コード	課税番号	実績年月等
	課税連番	調定年度	口座区分	管理番号	金融機関番号
	支店番号	課税事務所	金融機関名称	支店名称	預金種目
	口座番号	口座名義	口座振替開始年月日	口座振替終了年月日	更新日
	引落日	名寄せ有無	一括有無	車検有効期限	引落金額
	M T区分	取込日	振替結果	振替不可事由	余白

KC歳入簿修正入力ファイル	会計年度	事務所コード		

【滞納管理】					
KD滞納管理	統合元納税者番号	統合日	更新日	更新者番号	更新者名
	リビジョン	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
	調定キー・課税年度	財務事務所コード	納税者番号	督促状発付日	
	10日経過年月日	法定納期限(本末の納期限)	収納の納期限	特例基準割合等の末日	線上微収後立会更納期
	指定納期限(納期限)	法定納期限等の区分	法定納期限等	調定年月日	最新納付日
	債務未認日	時効中断等理由コード	時効起算日	時効年月日	債権消滅予定期
	執行停止日	時効停止日数	不納欠損日	欠損事由コード	完納年月日
	本税滞納金額	延滞金滞納金額	過少申告加算金滞納金額	不申告加算金滞納金額	重加算金滞納金額
	滞納処分費(督促手数料)	当初本税滞納金額	当初延滞金滞納金額	当初少申告加算金滞納金額	当初不申告加算金滞納金額
	当初算加算金滞納金額	当初納期割引費(督促手数料)	年度当初本税滞納金額	年度当初少申告加算金滞納金額	年度当初不申告加算金滞納金額
	年度当初不申告加算金滞納金額	年度当初重加算金滞納金額	年度当初延滞金滞納金額(督促手数料)	納税誓約フラグ	証券受託フラグ
	整理機構移管フラグ	移動フラグ	線上微収フラグ	差押フラグ	参加差押フラグ
	交付要求フラグ	課税猶予フラグ	微収猶予フラグ	換価猶予フラグ	執行停止フラグ
	欠損フラグ	一括减免除外フラグ	完結サイン	返戻対象サイン	ゾート用税目コード
	削除サイン				

KD滞納者管理	統合元納税者番号	統合日	更新日	更新者番号	更新者名
	リビジョン	財務事務所コード	納税者番号	担当者コード	完納年月日
	引款引受区分	引受年月日	引款担当者コード	割付除外フラグ	催告除外フラグ
	差押不告除外フラグ	特記事項	時効完成日	最新催告日	最新納付日
	最新納付日	所在調査日	実状調査日	預金調査日	保等調査日
	資力回復調査日	関連滞納者主従コード	指示フラグ	方針フラグ	最終処分番号
	削除サイン				

KD滞納履歴	財務事務所コード	納税者番号	担当職員番号	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号
	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	作成年月日	作成事由
	終了年月日	終了事由	削除サイン	更新日	更新者番号
	更新者名	リビジョン			

KD滞納者付随情報	本籍地	法人代表者郵便番号	法人代表者住所コード	法人代表者住所	法人代表者電話番号
	法人代表者カナ名称	法人代表者漢字名称	法人代表者生年月日	法人代表者性別コード	消除年月日(死亡年月日)
	納渉事由	業種	見込額	削除サイン	統合元納税者番号
KD滞納者履歴	統合日	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン
	財務事務所コード	納税者番号	担当職員番号	作成年月日	作成事由
	終了年月日	終了事由	発生SEQ	変更先財務事務所コード	変更先納税者番号
KD滞納経歴	変更先担当職員番号	現在財務事務所コード	現在納税者番号	削除サイン	更新日
	更新者番号	更新者名	リビジョン		
	年度	財務事務所コード	納税者番号	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号
KD滞納経歴	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	作成年月日	作成事由
	連番		終了年月日	本税滞納金額	延滞金滞納金額
	過少申告加算金滞納金額	不申告加算金滞納金額	重加算金滞納金額	納税処分費(督促手数料)	削除サイン
KD執行停止延滞金	統合元納税者番号	統合日	完納サイン	更新日	更新者番号
	更新者名	リビジョン	適用日		
	財務事務所コード	納税者番号	履歴番号	連絡先郵便番号	連絡先住所コード
KD滞納者付隨情報	連絡先住所	連絡先電話番号	連絡先名称	勤務先郵便番号	勤務先住所コード
	勤務先住所	勤務先電話番号	勤務先名称	本籍地コード	
	リビジョン				
KD執行停止延滞金	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・税目コード	調定キー・課税年度
	延滞金額	削除サイン	更新日	更新者番号	更新者名
	リビジョン				
KD執行の停止調査書	文書番号・年度コード	文書番号・文書記号コード	文書番号・親番	文書番号・連番	滞納者-郵便番号
	滞納者-住所(所在地)	滞納者-カナ	滞納者-氏名(名称)	滞納者-生年月日(設立年月日)	代表者-郵便番号
	代表者-住所(所在地)	代表者-カナ	代表者-氏名(名称)	代表者-生年月日(設立年月日)	生活状況-収入の状況
KD執行の停止調査書	生活状況-負債の状況	生活状況-世帯人數	事業者の概要	財産状況-調査年月日1	財産状況-財産の種類1
	財産状況-詳細1	財産状況-残高等1	財産状況-調査結果1	財産状況-調査年月日2	財産状況-財産の種類2
	財産状況-詳細2	財産状況-残高等2	財産状況-調査結果2	財産状況-調査年月日3	財産状況-財産の種類3
KD執行の停止調査書	財産状況-詳細3	財産状況-残高等3	財産状況-調査結果3	財産状況-調査年月日4	財産状況-財産の種類4
	財産状況-詳細4	財産状況-残高等4	財産状況-調査結果4	財産状況-調査年月日5	財産状況-財産の種類5
	財産状況-詳細5	財産状況-残高等5	財産状況-調査結果5	財産状況-調査年月日6	財産状況-財産の種類6
KD執行の停止調査書	財産状況-詳細6	財産状況-残高等6	財産状況-調査結果6	財産状況-調査年月日1	処分状況-財産の種類1
	処分状況-詳細1	処分状況-処分内容1	処分状況-処分状況1	処分状況-処分年月日2	処分状況-財産の種類2
	処分状況-詳細2	処分状況-処分内容2	処分状況-処分状況2	処分状況-処分年月日3	処分状況-財産の種類3
KD執行の停止調査書	処分状況-詳細3	処分状況-処分内容3	処分状況-処分状況3	処分状況-処分年月日4	処分状況-財産の種類4
	処分状況-詳細4	処分状況-処分内容4	処分状況-処分状況4	処分状況-処分年月日5	処分状況-財産の種類5
	処分状況-詳細5	処分状況-処分内容5	処分状況-処分状況5	処分状況-処分年月日6	処分状況-財産の種類6
KD執行の停止調査書	処分状況-詳細6	処分状況-処分内容6	処分状況-処分状況6	所内調査-送達年月日1	所内調査-文書種類1
	所内調査-状況1	所内調査-送達年月日2	所内調査-文書種類2	所内調査-状況2	所内調査-送達年月日3
	所内調査-文書種類3	所内調査-状況3	所内調査-送達年月日4	所内調査-文書種類4	所内調査-状況4
KD證券管理	所内調査-課税関係資料等	所外調査-調査年月日(住)	所外調査-調査場所(住)	所外調査-調査結果(住)	所外調査-調査年月日(国)
	所外調査-調査場所(国)	所外調査-調査結果(国)	所外調査-調査場所(市)	所外調査-調査結果(市)	所外調査-調査場所(市)
	所外調査-調査年月日(勤)	所外調査-調査場所(勤)	所外調査-調査結果(勤)	所外調査-調査年月日(國)	所外調査-調査場所(國)
KD證券管理	所外調査-調査結果(勤)	所外調査-調査年月日(他)	所外調査-調査場所(他)	所外調査-調査結果(他)	調査概要
	調査結果	調査者氏名	更新可能フラグ	中止フラグ	削除サイン
	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン	
KD證券管理	証券番号・年度コード	証券番号・簿冊番号	証券番号・連番	証券番号・S E Q	証券の種類コード
	記号・番号	券面金額	支払人	支払場所	振出日月
	支払期日	差出人住所所在地コード	差出人住所所在地1	差出人住所所在地2	差出人氏名/名称
KD證券調定管理	証券受託日	削除サイン	更新日	更新者番号	更新者名
	リビジョン				
KD證券調定管理	財務事務所コード	納税者番号	証券番号・年度コード	証券番号・簿冊番号	証券番号・連番
	証券の種類コード	記号・番号	記号・番号	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号
	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・税目年度	削除サイン	統合元納税者番号
KD證券調定管理	統合日	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン
KD証券明細	財務事務所コード	納税者番号	証券番号・年度コード	証券番号・簿冊番号	証券番号・連番
	証券の種類コード	記号・番号	調定キー・税目コード	調定キー・税目コード	調定キー・実績年月等
	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	S E Q	納税者住所所在地	納税者氏名/名称
KD証券明細	年度	月(年)分	税目	課税番号	納期限
	賃貸状発付日	税額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額
	延滞金額	滞納処分費	納付予定期	削除サイン	統合元納税者番号
KD滞納管理_月次	統合日	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン
KD滞納管理_月次	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
	調定キー・コード	財務事務所コード	納税者番号	賃貸状発付日	10日経過年月日
	法定納期限(本来の納期限)	收取納期限	特例基準割合等の末日	線上微収後の変更納期	指定納期限(納期限)
KD滞納管理_月次	法定納期限等の区分	法定納期限等	調定年月日	最新納付日	債務承認日
	時効起算日	時効年月日	債務消滅予定期	執行停止日	不納欠損日
	欠損奉由コード	完納年月日	本税滞納金額	延滞金滞納金額	過少申告加算金額滞納金額
KD滞納管理_月次	不申告加算金滞納金額	重加算金滞納金額	滞納処分費(督促手数料)	当初本税滞納金額	当初延滞金滞納金額
	当初少申告加算金滞納金額	当初重加算金滞納金額	当初納税処分費(督促手数料)	年度当初本税滞納金額	年度当初延滞金滞納金額
	年度当初少申告加算金滞納金額	年度重加算金滞納金額	年度当初納税処分費(督促手数料)	年度当初本税滞納金額	年度当初延滞金滞納金額
KD滞納管理_月次	納税契約フラグ	延滞受托フラグ	整理機械移管フラグ	移動フラグ	線上微収フラグ
	差押フラグ	参加差押フラグ	交付要求フラグ	課税猶予フラグ	徵收猶予フラグ
	換価猶予フラグ	執行停止フラグ	欠損フラグ	元結サイン	返戻対象サイン
KD滞納管理_月次	ソート用税目コード	削除サイン	更新日	更新者番号	更新者名
	リビジョン				

KD配当計算管理	文書番号・年度コード	文書番号・文書記号コード	文書番号・親番	文書番号・連番	財務事務所コード
	納税者番号	処分番号・財務事務所コード	処分番号・連番	滞納者名名称	滞納者・住所・所在地コード
	滞納者・住所・所在地1	滞納者・住所・所在地2	配当交付年月日	配当交付時間区分	配当交付時間
	配当交付場所	差金年月日	売却決定年月日	差押離脱フラグ	受入金額
	配当金額合計	残余金	本税配当額	税外配当額	残余金交付先
	滞納処分費	施行年月日	中止フラグ	延滞金年月日	画面ID
	処分額予算由コード	登録年月日	登録担当者番号	登録担当者氏名	取消年月日
	取消担当者番号	取消担当者氏名	削除サイン	統合元納税者番号	統合日
KD指示管理	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン	
	財務事務所コード	納税者番号	担当コード	登録日時	職員番号
	指示	指示依頼日	依頼内容	指示入力日	指示内容
	指示期限	完了入り日	完了承認日	完了内容	完了差戻日
	報告不要フラグ	差戻フラグ	確認フラグ	削除サイン	統合元納税者番号
KD経過記事	統合日	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン
	財務事務所コード	納税者番号	日時	連番	更新連番
	経過記事年月日	経過記事時間	経過記事分	経過記事大分類イベントコード	経過記事イベントコード
	経過記事場所	経過記事相手	文書番号・年度	文書番号・文書記号コード	文書番号・親番
	文書番号・連番	経過記事送達コード	明細	電話番号	記事
	確認依頼フラグ	承認済みフラグ	担当職員番号	担当職員名称	承認担当者番号
	承認担当者名称	承認年月日	納税誓約財務事務所コード	納税誓約納税者番号	納税誓約登録日付
	納税誓約S E Q	証書番号・簿冊番号	証書番号・連番	証書番号・S E Q	証券の種類コード
KDその他財産管理	記号・番号	削除サイン	統合元納税者番号	統合日	更新日
	更新者番号	更新者名	リビジョン		
	KD一括割付エラー	財務事務所コード	納税者番号	一括割付エラーコード	削除サイン
	統合日	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン
	KD延滞金減免引渡	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
KD延滞金催告係外データ	財務事務所コード	納税者番号	変更後延滞金額	変更年月日	変更担当者職員番号
	削除サイン	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン
	財務事務所コード	納税者番号	担当コード	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号
	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	調定事由コード	納期限
	税額	延滞金額	重加算金額	過加算金額	不加算金額
	滞納処分費	督促手数料	財務事務所名	課係名	課係電話番号
	収納代行業者	整理地区コード	住所コード	カナ氏名	担当職員番号
	担当職員氏名	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン
	財務事務所コード	納税者番号	担当コード	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号
	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度	調定事由コード	納期限
KD給与管理細	税額	延滞金額	重加算金額	過加算金額	不加算金額
	滞納処分費	督促手数料	財務事務所名	課係名	課係電話番号
	収納代行業者	整理地区コード	住所コード	カナ氏名	担当職員番号
	担当職員氏名	更新日	更新者番号	更新者名	リビジョン
	リビジョン				
KD競売事件調査書	財務事務所コード	納税者番号	財産番号・財務事務所コード	財産番号・年度	財産番号・財産区分コード
	財産番号・連番	履歴番号	対象年月	家族数	給料等の月額
	所得税額	住民税額	社会保険料	差押可能額	削除サイン
	統合元納税者番号	統合日	更新日	更新者番号	更新者名
	リビジョン				
KDあて名住所変更	納税者番号	変更年月日	更新時間	分類	氏名
	住所	変更前氏名	変更前住所	削除サイン	更新日
	更新者番号	更新者名	リビジョン		
KD預金等管理	財務事務所コード	納税者番号	財産番号・財務事務所コード	財産番号・年度	財産番号・財産区分コード
	財産番号・連番	履歴番号	文書番号・年度コード	文書番号・文書記号コード	文書番号・親番
	文書番号・連番	財産種別コード	調査回答日	権利者有無サイン	権利者数
	划分状況コード	金融機関ゆうちょ銀行区分	金融機関コード	金融機関本支店コード	金融機関名称
	本支店名称	普通・口座番号	普通・調査時点残高	普通・最終取引日	定期・定期口座・証券番号
	定期・定期残高	定期・契約年月日	定期・満期年月日	定期・満期取引付金	貸付・貸付有無サイン
	貸付・貸付金額	貸付・担保物件	組合員・口数	組合員・金額	履行区分コード
	履行期限日	差押不適フラグ	予備	更新可能フラグ	削除サイン
	統合元納税者番号	統合日	更新日	更新者番号	更新者名
	リビジョン				
KD預金照会結果	照会依頼日	依頼番号	所属コード	担当コード	カナ氏名
	漢字氏名	旧姓カナ氏名	旧姓漢字氏名	現住所カナ	現住所漢字
	本住所カナ	本住所漢字	生年月日	現郵便番号	本郵便番号
	電話番号	取り扱い履歴照会開始日	予備1	照会処理日	取引有無
	明会結果NO	金融機関コード	検索カナ氏名	顧客番号	顧客番号内連番
	銀行保有カナ氏名	銀行保有漢字氏名	銀行保有カナ住所	銀行保有漢字住所	銀行保有郵便番号
	銀行保有電話番号	銀行保有生年月日	支店店番	支店漢字名	科目コード
	科目漢字名	口座番号	残高符号	残高	残高照会処理時刻
	簿外残高加算有無	予備2	取引種類	口座番号・親和	口座残高
	最終移動日	拘束区分	取引状況	保証取引の有無	融資取引

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づいて提出される納税申告書は、申告納税方式によるものであることから、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税申告書においては、当該納税者の情報しか入手することはできない。 ・他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないよう、1件ごとに住所等が課税対象者と合致するかを確認する。 ・国税連携システムにより、eLTAX（地方税ポータルシステム）から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信される仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者等が各税法の規定に基づき、納税申告書、申請・届出書を提出する場合、法令・通達により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要的情報の入手の防止に努めている。 ・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいた賦課徴収に必要な情報のみを取得することとしており、その情報の入手は、担当業務により限定された税務職員（会計年度任用職員等を含む。）が、法令・通達等に基づいて入手する場合に限られる。 ・国税連携システムにおいては、アクセス権限を与えられた税務職員（会計年度任用職員等を含む。）のみしか操作することができず、その情報を入手する際は、必要な情報しか入手することができないようシステムで制御されている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税課税調査対象者の住所変更等により、他の都道府県に課税権がある情報が提供される場合があるが、その場合は国税連携システムの団体間回送機能により該当する都道府県に提供される。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者等が地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの納税申告書、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。 ・国税連携システムによる国税連携データの入手については、eLTAX（地方税ポータルシステム）からの受信のみであり、それ以外の方法での入手はできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号を入手した場合、以下の①から③までのいずれかの書類の提示等により、本人確認を行う。 ①個人番号カード ②通知カード及び運転免許証等写真の表示により本人を特定できる書類 ③以下のア及びイの書類の提示を受けること等 ア:個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 イ:写真の表示等により本人を特定できる書類 ・代理人から個人番号を入手した場合、以下の(1)から(3)までの書類の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。 (1)委任状等の代理権を明らかにする書類 (2)写真の表示等により代理人を特定できる書類 (3)個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性の確認を行なう。以前に取得した個人番号が変更されていないか、申告書及び届出書提出の際にチェックを行い、変更があれば修正を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。 ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。 ・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線のLGWAN回線を使用している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税総合システムから中間サーバ及び団体内統合宛名システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要となる情報のみに制限する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員及び委託先従業員を特定するとともに、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID及び静脈認証若しくはパスワードによる認証を行う。 ・個人を特定する観点から、共用IDの利用を禁止する。 	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①ユーザID／パスワードの発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみ付与している。 <p>②失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 	
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・共用IDは発効せずに職員個人に対して発行している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 県税総合システムでは、職員の職務内容に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要的処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職務内容に応じてアクセスできる情報を制限している。 業務外の利用の禁止等や業務情報の漏えい等について、セキュリティ対策に関する文書により周知を図るとともに、研修時にも指導を行っている。 				
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要的処理を行えない仕組みとしている。また、バックアップ処理の実行権限を持つ者も限定するとともに、不正に複製されるリスクへの対応としてセキュリティ責任者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないようにしている。 データのバックアップはサーバーから外部記憶装置に行われるが、サーバーおよび外部記憶装置は強固な棚に固定されおり、また、入退室管理及び施錠管理がなされている部屋に設置されているため、当該機器にアクセスできる者は限定されている。 				
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク					
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク					
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク					
委託契約終了後の不正な使用等のリスク					
再委託に関するリスク					
情報保護管理体制の確認	<p><長崎県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。 個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。 <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。 				
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>				
具体的な制限方法	<p><長崎県における措置></p> <p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。 委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。 <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。</p>				

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><長崎県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に特定個人情報等を提供する際は所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認のうえ特定個人情報等の授受を行う。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置を取る旨規定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、もしくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後ただちに返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託元が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写または複製の禁止 ・再委託の禁止 ・事故発生時における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び調達仕様書において、原則として、委託先は他者へ再委託し、又は請け負わせてはならず、長崎県が承認した場合のみ例外的に認めることを定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び長崎県情報セキュリティーポリシーを遵守することを条件としている。また、委託先と再委託先との間に個人情報保護等の守秘義務を含む契約を結ぶこと、及び再委託先からの更なる再委託することを禁止する旨の契約の中で明記している。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢>	
		1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	国税連携システムにより2年間の間、団体間回送の記録(他の都道府県への提供)を受信サーバーに保管する。	<選択肢>	
		1) 定めている	2) 定めていない
特定個人情報の提供・移転に関するルール	国税連携システムの団体間回送(他の都道府県への提供)については、番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の提供を、国税連携システムの団体間回送機能を使用して、定められたマニュアルのとおりに個人情報の提供を行う。	<選択肢>	
		1) 定めている	2) 定めていない
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>・特定個人情報の入手については、番号法で認められた事務の範囲内かつ地方税法等で定められた必要最低限の情報に限定して特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>・入手した特定個人情報については、県税総合システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。また、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性の確認を行う。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><オフライン時の事務処理における措置></p> <p>・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>			
①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。			
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>			
①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。			
②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			
③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。			
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢>	1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容				
<p><長崎県における措置></p> <p>①県税総合システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。</p> <p>②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバ機器等ラックで施錠管理を行っている。</p> <p>③サーバ機器等にかかる電源については、予備電源を設置している。また、停電を感知したときには、予備電源で稼働している間に自動的にシャットダウンする機能を備えている。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>				

⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><長崎県における措置></p> <p>①県税総合システムへのログインには静脈認証を利用している。</p> <p>②県税総合システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。 ・サーバの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ解析を行う。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管されることとなる。また、国税連携システム(eLTAX)で使用する所得申告データは更新する情報ではないため、そのまま当該システムに保管される。 ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて機密文書廃棄専門業者による裁断溶解処理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求ることとしている。</p> <p>・廃棄、所管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</p>	

IV その他のリスク対策 *

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき定期及び必要に応じ隨時に点検を行っている。 <p><国税連携システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示206号)の達成状況について、自己評価を実施している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>①以下の観点で総括保護管理者による監査を年に一度実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用自体のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p>②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p><国税連携システムの運用における措置></p> <p>国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>①新任職員に対して、税務職員初任者研修等の中で個人情報保護等に関する研修を行う。</p> <p>②継続して業務に従事する職員についても、各種研修会の中で個人情報保護等に関する研修を行う。</p> <p>③受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。</p> <p>④違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p><国税連携システムの運用における措置></p> <p>地方団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び隨時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
具体的な方法	

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本県ホームページ上に、請求先及び請求方法等について掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 長崎県手数料条例で定めるところによる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	長崎県政策県民参加制度(パブリックコメント)により実施
②実施日・期間	令和2年9月23日から令和2年10月22日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	提出されたご意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年11月4日
②方法	長崎県個人情報保護審査会へ諮詢し、第三者点検を実施。
③結果	○第三者点検の実施により以下のような答申を受けた。 特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の内容は、概ね妥当なものと認められるが、特定個人情報保護という重要性に照らし、以下の諸点につき、審査会における検討を踏まえて適宜見直しすることによって、さらに充実した運用がなされるものと思われる。 (1)職員が特定個人情報を取り扱う際の人的リスクにかかる対策を評価書に記載すること (2)評価書の記載をより適切な表現に改めること ○上記答申を受け、評価書に職員が特定個人情報を取り扱う際の人的リスクにかかる対策を記載した。また、より適切な表現となるよう追記・修正を行った。今後も長崎県個人情報保護審査会の中で出された意見を踏まえ、評価書を適宜見直すとともに、運用をより充実させることで特定個人情報の厳格な保護措置に努めたい。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	表紙「公表日」	平成27年4月28日		事前	
平成27年11月17日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託の有無」	2件	3件	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項3」「①委託内容」～「⑨再委託事項」	一	新規追加 (本評価書P11のとおり)	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」「①保管場所」	<p><長崎県における措置></p> <p>・府内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバー内に保管。</p> <p>※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び指紋認証により入退室する者の管理を行う。</p> <p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>・サーバーの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワード認証が必要であり、サーバー管理に使用する端末はほかの業務に使用しておらず、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から県税総合システムの稼働状況の報告を受けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバー・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><長崎県における措置></p> <p>～左記と同じ～</p> <p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>～左記と同じ～</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>・サーバーは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。</p> <p>・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。</p> <p>・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。</p> <p>※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバーの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	<p>〈県税総合システムの運用における措置〉 ①データについては、システムにて消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>〈県税総合システムの運用における措置〉 ~左記と同じ~</p> <p>〈国税連携システム(eLTAX)における措置〉 ・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ~左記と同じ~</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「情報保護管理体制の確認」	委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。	<p>〈長崎県における措置〉 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。</p> <p>〈国税連携システム(eLTAX)における措置〉 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するため必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」-「具体的な制限方法」	<p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。 <p>委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。</p>	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。 <p>委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用と担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」-「具体的な方法」	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 	<p>＜長崎県における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」「⑤物理的対策」「具体的な対策の内容」	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>①県税総合システム・国税連携システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。</p> <p>②サーバー機器等ラックは耐震装置が行われており、施錠管理を行っている。</p> <p>③サーバー機器等にかかる電源については、予備電源を設置している。また、停電を感じたときには、予備電源で稼働している間に自動的にシャットダウンする機能を備えている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>～左記と同じ～</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退室管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」「⑥技術的対策」「具体的な対策の内容」	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>①県税総合システムへのログインには静脈認証を利用している。</p> <p>②県税総合システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>＜国税連携システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>～左記と同じ～</p> <p>＜国税連携システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。 ・サーバーの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバーにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	<p>書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管することとなる。</p> <p>ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>	<p>書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管されることとなる。また、国税連携システム(eLTAX)で使用する所得申告データは更新する情報ではないため、そのまま当該システムに保管される。</p> <p>ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	IV-1 「監査」-「①自己点検」-「具体的なチェック方法」	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価書の記載内容どおりの運用ができるのか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 <p><国税連携システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システムの運用に係るセキュリティについて、国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会で定められた様式により、毎年、自己点検を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>～左記と同じ～</p> <p><国税連携システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システム(eLTAX)にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示206号)の達成状況について、自己評価を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	IV-1 「監査」-「②監査」-「具体的なチェック方法」	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の観点で自己監査(監査委員による監査)を年に一度実施。 <ul style="list-style-type: none"> 評価書記載事項と運用自体のチェック 個人情報保護に関する規定、体制整備 個人情報保護に関する人的安全管理措置 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>～左記と同じ～</p> <p><国税連携システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	条例制定に伴う名称変更等
平成28年6月14日	I-7 「評価実施機関における担当部署」—「②所属長」	税務課長 末永 泰三	税務課長 萩本 秀人	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月30日	II-4 「特定個人情報ファイルの取り扱いの委託」—「委託事項1」—「⑥委託先名」	日本電気株式会社長崎支店	NBC情報システム株式会社	事後	入札による運用保守業者の変更
平成30年7月4日	表紙	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	
平成30年7月4日	V 「開示請求・問合せ」	江戸町2番13号	尾上町3番1号	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	別添1 「事務の内容」備考⑥	③及び④	③～⑤	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	II-2 「基本情報」⑤	平成27年10月 予定	平成28年1月1日	事後	事実に基づき変更
平成30年7月4日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」 ⑤	・本人から入手する情報については、入手すること及び利用目的を本人に明示する。ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。また、他の機関及び庁内他部署から入手を行うことは番号法に明示されているとともに、窓口対応する場合には本人に口頭で説明を行う。		事前	不要なので削除
平成30年7月4日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」 ⑤	地方税法第72条の55及び55の2	地方税法第72条の55及び第72条の55の2	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	III リスク4	返送	郵送	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	I-1 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②	⑥③及び④	⑥③～⑤	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	表紙 「公表日」	平成30年7月4日	令和2年11月16日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき、再び特定個人情報保護評価を実施
令和2年11月16日	I－1 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②事務の内容	①～⑯	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム1_②システムの機能	1～4.の「～を行う」	1～4.の「～を行う」を削除	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム1_③他のシステムとの接続	[<input type="radio"/>]宛名システム等 [<input type="radio"/>]その他(中間サーバー)	[<input type="radio"/>]宛名システム等 [<input type="radio"/>]その他(長崎県電子県庁システム)	事後	県税総合システムと中間サーバとの接続を当初よりしていないが長崎県電子県庁システムとの接続はしているため。現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	I－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム2_③他のシステムとの接続	[<input type="radio"/>]税務システム [<input type="radio"/>]その他(中間サーバー)	[<input type="radio"/>]税務システム [<input type="radio"/>]その他(中間サーバー)	事後	団体内統合宛名システムと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	I－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム3_③他のシステムとの接続	[<input type="radio"/>]税務システム	[<input type="radio"/>]税務システム	事後	中間サーバと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	I－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム4_②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 :都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	1. 本人確認情報の更新:都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I－2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム4_②システムの機能	5. 本人確認情報検索 :代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	5. 本人確認情報検索:都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム5_②システムの機能	国税連携システムでは、所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)を、国税庁及びeLTAX(地方税ポータルシステム)から総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて各地方公共団体へ送信される。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して、受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るために、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築したeLTAX(地方税ポータルシステム)を構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用開始されている。 ・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて受信している。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム5_③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[]税務システム	事後	国税連携システムと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。 現状にあわせた修正
令和2年11月16日	I-(別添) 「事務の内容」	①～⑬	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」③対象となる本人の範囲※	納税者及び課税調査対象者	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」③対象となる本人の範囲※_その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」④記録される項目_その妥当性	4. 地方税関係情報:地方税関係情報により税の軽減を行うため。 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の軽減決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減額決定を行うため。	4. 地方税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減免等の決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減免等の決定を行うため。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」②入手方法	[○]その他(総合行政ネットワーク(LGWN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)))	[○]その他(国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)))	事後	総合行政ネットワーク(LGWN)はネットワーク回線のことであり、システムではないため削除しました。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」 ⑤本人への明示	・個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第122条、第152条等の規定により、入手することが明記されている。	・個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第160条各項、第177条の13各項等の規定により、入手することが明記されている。	事後	制度改正に伴う変更
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」 ⑥使用目的※	県税の公平・公正な賦課、納税者の利便性の向上のため。	県税の公平・公正な賦課徴収事務	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」 ⑧使用方法※ 情報の突合※	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免等に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」 ⑧使用方法※ 情報の統計分析※	納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	納税者の障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	事後	地方税情報の統計やその分析に当たり、特定個人情報を集計・利用することはないため
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」 ⑧使用方法※ 権利利益に影響を与える得る決定 ※	・地方税関係情報により税の軽減を行う。 ・障害者関係情報により税の減額決定を行う。 ・生活保護関係情報により税の減額決定を行う。	・障害者関係情報により税の減免決定等を行う。 ・生活保護関係情報により税の減免決定等を行う。	事後	地方税情報に基づく税の軽減において特定個人情報を利用することができないため
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託の有無※	[委託する] (3)件	[委託する] (2)件	事後	特定個人情報ファイルは取り扱わないと1件減としたもの
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項①②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲_その妥当性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している県税総合システムの運用管理を行うため、県税にかかる納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	県税総合システムの安定的な運用管理のための委託であり、県税に係る特定個人情報ファイルの全体の情報を取り扱う必要がある。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項2	データ入力業務委託	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	事後	特定個人情報ファイルではないため削除し、委託事項3を委託事項2へ変更
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項2_②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲_その妥当性	システムを安定的に稼働させるため、専門知識を有する民間事業者に委託している。	当該システムを所有する機関から認定委託された事業者を通じ取り扱う必要がある。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項3	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等		事後	委託事項3から、委託事項2へ変更
令和2年11月16日	II-5 「特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」_提供先⑥提供方法	総合行政ネットワーク(LGWN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	総合行政ネットワーク(LGWN)はネットワーク回線のことであり、システムではないため削除しました。
令和2年11月16日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」_①保管場所_※	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・(略) ・(略)</p> <p>※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバ・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p>・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・(略) ・(略)</p> <p>※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	現状にあわせた修正 及び 組織名変更による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	II-7 「備考」	<p><国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバにおける特定個人情報の保管・消去></p> <p>①保管場所:国税連携システムの受信サーバ内(入退室管理されている部屋に設定している。)。</p> <p>②保管期間:2年(その妥当性:国税連携システムの受信サーバは国税連携データの受信を行うことを目的とした最低限のスペックの製品であり、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成であるため。)</p> <p>③消去方法:操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去。</p> <p>※なお、保管期間を2年間経過したデータは、国税連携システムから消去する際に、データのバックアップを別媒体に保管の上、その後、5年間保管する。</p>	-	事後	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバを保有しなくなつたため。
令和2年11月16日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	県税総合システムデータベースファイル全記録項目	県税総合システムデータベースファイルテーブルの表記	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-2 「特定個人情報の入手」リスク 1:目的外の入手が行われるリスク_対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信される仕組みとなっている。 	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-2 「特定個人情報の入手」リスク 1:目的外の入手が行われるリスク_必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・また、他の機関や府内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいた賦課徴収に必要な情報のみを取得することとしており、その情報の入手は、担当業務により限定された税務職員(会計年度任用職員等を含む。)が、法令・通達等に基づいて入手する場合に限られる。 ・国税連携システムにおいては、アクセス権限を与えられた税務職員(会計年度任用職員等を含む。)のみしか操作することができず、その情報を入手する際は、必要な情報しか入手することができないようシステムで制御されている。 		事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-2 「特定個人情報の入手」リスク 4:入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク_リス クに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに返送してもらう。 国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線、LGWAN回線を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。 書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。 国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線のLGWAN回線を使用している。 	事後	現状にあわせて追記
令和2年11月16日	III-3 「特定個人情報の使用」リスク 2:権限のない者(元職員、ア クセス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理_具体的な 管理方法	<ul style="list-style-type: none"> (略) また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> (略) 個人を特定する観点から、共用IDの利用を禁止する。 	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-4 「特定個人情報ファイルの取 扱いの委託」情報保護管理体制 の確認	<p><長崎県における措置> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	<p><長崎県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。 個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。 <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。 	事後	現状にあわせた修正 及び 組織名変更による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。	・委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。	事後	現状にあわせて追記
令和2年11月16日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・(略) ・委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。	・(略) ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク1：目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略) ※1(略) ※2番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ※3(略)	<県税総合システムの運用における措置> ・(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略) (※1)(略) (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するための使用するもの。 (※3)(略)	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク_リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①(略) ②(略) <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかつた場合についても記録を残し、提供記録は7年間保管する。また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能によるアクセス権限の付与及びその記録の管理等、中間サーバーの運用方針については、国の規定に従う。 	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①(略) <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①(略) ②(略) 	事後	現状にあわせた修正
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク_リスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 	事後	組織名変更による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<p>①(略) ②(略) ③(略)</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※ 略</p> <p>①(略) ②(略)</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p><オフライン時の事務処理における措置> ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略) ③(略)</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略)</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>	事後	オフライン時の事務処理における措置を追加及びより適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>①(略) ②(略)</p> <p>①(略) ②(略) ③(略)</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①(略) ②(略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①(略) ②(略) ③(略)</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク_⑤物理的対策_具体的な対策の内容	<p><長崎県における措置></p> <p>①県税総合システム・国税連携システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。</p> <p>②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバ機器等ラックで施錠管理を行っている。</p> <p>③(略)</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>・(略)</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバ・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	<p><長崎県における措置></p> <p>①県税総合システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。</p> <p>②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバ機器等ラックで施錠管理を行っている。</p> <p>③(略)</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>・(略)</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事後	国税連携システム(eLTAX (地方税ポータルシステム))の受信サーバを保有しなくなつたため 及び 現状にあわせた修正
令和2年11月16日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。</p> <p>・(略)</p>	<p>・サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求めていている。</p> <p>・(略)</p>	事後	破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求めることが追加
令和2年11月16日	IV-1 「監査」①自己点検_具体的なチェック方法	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>・評価書の記載内容どおりの運用ができるのか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>・評価書の記載内容どおりの運用ができるのか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p>・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき定期及び必要に応じ隨時に点検を行っている。</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>	事後	長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき点検を行っていることを追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	IV-1 「監査」②監査_具体的な方法	<p><県税総合システムの運用における措置> ①以下の観点で自己監査(監査委員による監査)を年に一度実施。 - (略) ②(略)</p> <p><国税連携システムの運用における措置> (略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> - (略)</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ①以下の観点で総括保護管理者による監査を年に一度実施。 - (略) ②(略)</p> <p><国税連携システムの運用における措置> (略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> - (略)</p>	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	IV-2 「従業者に対する教育・啓発」 具体的な方法	<p><県税総合システムの運用における措置> - (略)</p> <p><国税連携システムの運用における措置> 国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> - (略)</p> <p><国税連携システムの運用における措置> 地方団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	より適切な表現に変更及び組織名変更による変更
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」①請求先	長崎県総務部県民センター・税務課 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-894-3441(県民センター)、095-895-2212(税務課)	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」④個人情報ファイル簿の公表	[]	[行っていない]	事後	記載漏れによる追記
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」④個人情報ファイル簿の公表_個人情報ファイル名		-	事後	記載漏れによる追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_④個人情報ファイル簿の公表_公表場所		-	事後	記載漏れによる追記
令和2年11月16日	V-2 「特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」_①連絡先	長崎県総務部税務課情報管理班 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-895-2216	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	VI-1 「基礎項目評価」_①実施日	平成26年12月26日	令和2年7月27日	事後	
令和2年11月16日	VI-2 「国民・住民等からの意見の聴取」_②実施日・期間	平成27年9月3日から平成27年10月2日まで	令和2年9月23日から令和2年10月22日まで	事後	
令和2年11月16日	VI-3 「第三者点検」_②実施日	平成27年10月26日	令和2年11月4日	事後	
令和3年8月5日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	I-6 「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和4年7月15日	I-6 「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」_②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 别表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 ①消去方法	<p><県税総合システムの運用における措置> (略)</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> (略)</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> (略)</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> (略)</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	
令和4年7月15日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク_リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (略)</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (略)</p>	事後	
令和4年7月15日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク_リスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置> (略)</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> (略)</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	
令和5年6月30日	IV-2 従業者に対する教育啓発	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>①及び② 略</p> <p>③受託事業者に対しては、契約内容に【特】個人情報保護に関する特記事項を明記している。</p> <p>④ 略</p>	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>①及び② 略</p> <p>③受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。</p> <p>④ 略</p>	事後	長崎県個人情報取扱事務委託基準の一部改正による変更